

議事日程(第3号)

平成27年3月10日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第2号 平成26年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第2 議案第3号 平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第3 議案第4号 平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第4 議案第5号 平成26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第6号 平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第6 議案第7号 高鍋町課設置条例の一部改正について
- 日程第7 議案第8号 高鍋町行政手続条例の一部改正について
- 日程第8 議案第9号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第10号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第11号 高鍋町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第12号 高鍋町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第13号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第14号 高鍋町子どものための教育・保育給付の支給認定に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第15号 高鍋町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第16号 高鍋町保育所条例の制定について
- 日程第16 議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第18号 教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第19号 小丸河川敷広場多目的施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第20号 高鍋町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第20 議案第21号 平成27年度高鍋町一般会計予算
- 日程第21 議案第22号 平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第22 議案第23号 平成27年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算

日程第23	議案第24号	平成27年度高鍋町下水道事業特別会計予算
日程第24	議案第25号	平成27年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
日程第25	議案第26号	平成27年度高鍋町介護保険特別会計予算
日程第26	議案第27号	平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
日程第27	議案第28号	平成27年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
日程第28	議案第29号	平成27年度高鍋町水道事業会計予算

---

本日の会議に付した事件

日程第1	議案第2号	平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）
日程第2	議案第3号	平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第3	議案第4号	平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第4	議案第5号	平成26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第5	議案第6号	平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第6	議案第7号	高鍋町課設置条例の一部改正について
日程第7	議案第8号	高鍋町行政手続条例の一部改正について
日程第8	議案第9号	高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第9	議案第10号	高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第11号	高鍋町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第12号	高鍋町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第13号	高鍋町介護保険条例の一部改正について
日程第13	議案第14号	高鍋町子どものための教育・保育給付の支給認定に関する条例の制定について
日程第14	議案第15号	高鍋町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について
日程第15	議案第16号	高鍋町保育所条例の制定について
日程第16	議案第17号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第17	議案第18号	教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
日程第18	議案第19号	小丸河川敷広場多目的施設の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第19	議案第20号	高鍋町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
日程第20	議案第21号	平成27年度高鍋町一般会計予算

- 日程第21 議案第22号 平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計予算  
 日程第22 議案第23号 平成27年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算  
 日程第23 議案第24号 平成27年度高鍋町下水道事業特別会計予算  
 日程第24 議案第25号 平成27年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算  
 日程第25 議案第26号 平成27年度高鍋町介護保険特別会計予算  
 日程第26 議案第27号 平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算  
 日程第27 議案第28号 平成27年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算  
 日程第28 議案第29号 平成27年度高鍋町水道事業会計予算

出席議員（16名）

1番 池田 堯君	2番 水町 茂君
3番 山本 隆俊君	5番 津曲 牧子君
6番 岩村 道章君	7番 岩崎 信や君
8番 青木 善明君	10番 柏木 忠典君
11番 後藤 正弘君	12番 中村 末子君
13番 黒木 博行君	14番 黒木 正建君
15番 春成 勇君	16番 八代 輝幸君
17番 緒方 直樹君	18番 永友 良和君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 間 省二君 事務局補佐兼議事調査係長 鳥取 和弘君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	小澤 浩一君	副町長 ……………	川野 文明君
教育長 ……………	島埜内 遵君	教育委員長 ……………	黒木 知文君
農業委員会会長 ……………	坂本 弘志君	代表監査委員 ……………	黒木 輝幸君
総務課長 ……………	森 弘道君	政策推進課長 ……………	三嶋 俊宏君
建設管理課長 ……………	恵利 弘一君	農業委員会事務局長 ……	鳥井 和昭君
産業振興課長 ……………	田中 義基君	会計管理者兼会計課長 ……	宮崎守一朗君
町民生活課長 ……………	茂又 哲也君	健康福祉課長 ……………	河野 辰己君
税務課長 ……………	川野 和成君	上下水道課長 ……………	芥田 秀則君
教育総務課長 ……………	中里 祐二君	社会教育課長 ……………	稲井 義人君

---

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 議案第2号**

○議長（永友 良和） 日程第1、議案第2号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 臨時福祉給付措置負担金、合併浄化槽、社会資本整備総合交付金、保育士の処遇改善、埋却地再生事業については説明がなされましたけども、具体的にはどのような経過か。

新商品開発など大幅な減額補正であるが、契約等の残額や事業などの問題点が出ているのか。特に埋却地については、12月の総括質疑でも行ったが、事業ができなかった背景について詳細な説明を求めます。

また、明許繰越分については、再度説明を求めたいと思います。

子ども医療費助成、予防接種など、今になって増額をされておるが、問題が発生してるのかどうか、お伺いします。

尾鈴地区土地改良事業について減額補正となっていますけれども、県営事業に対し、川南と違うが、高鍋地区内の賛成同意取得について、どのような意見が集約されているのか、お伺いします。

国の地方創生事業でプレミアム商品券事業があるが、具体的には口蹄疫関係のときと同じような内容で行うのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。平成26年度一般会計補正予算の減額補正に関してお答えいたしますけど、全体的な部分についてお答えいたします。

予算とは、1年間の収入がどのくらいあるのか、そして、この1年度間の行政サービスをどのように行うか計画し、その費用を見積もったものでございます。

各事業とも予算に計上する際には、前年度実績から見込まれる数量や工事費等の積算など精査を重ねて計上しておりますが、事業数量の確定や入札などにより、どうしても予算額と実績額との間に差が生じてしまいます。今回の補正でマイナス調整となったものも事業費の確定などに伴い不用額が生じたため減額補正するものであり、特に問題が生じたため減額補正するものではありません。

次に、繰越明許費についてでございますが、今回の繰越明許費の追加8件のうち地方版総合戦略策定事業から消費喚起・生活支援事業までの7件は、国の補正予算に係る地域住民生活等緊急支援のための交付金事業に関するものでございます。

その内容といたしましては、地方創生先行型事業として、地方人口ビジョンや地方版総

合戦略の策定を初め、人口減少対策として、移住・定住促進事業、少子化対策として、医療費助成の拡充、予防接種費用の助成事業など、雇用対策として地域資源を生かした新商品開発、販路拡大事業を行い、消費喚起・生活支援型交付金事業として、回復のおくれる地方の消費喚起を目的としたプレミアムつき商品券の発行事業を行うものでございます。

これらは、国の補正予算に合わせて、平成26年度、今回の補正予算として計上し、早期執行することが求められていることから、今回、補正予算として計上したものでございますが、平成27年度にかけて実施するものであることから、繰越明許費の設定を行うものでございます。

残りの1件は防災行政無線放送施設解体撤去工事でございますが、本町では、昨年度から今年度にかけて、防災行政無線放送施設の設置事業に取り組んでおりますが、旧施設の解体撤去工事につきましては、新施設への移行後に実施する必要があります。解体撤去工事の工期につきましては約3週間程度の日数を要しますが、作業員や作業機材の手配、工事期間中の天候等により工期がおくれる事態が生じる可能性もあることから、繰越明許費の設定を行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。健康福祉課関係について、お答えいたします。

まず、臨時福祉給付金についてでございますが、臨時福祉給付金支給対象者5,120人に対しまして、支給者3,678人、加算対象見込み者4,132人に対しまして、2,006人の支給実績見込みによりまして減額するものでございます。

次に、保育士の処遇改善につきましては、保育士等の賃金改善を目的とする基本分保育単価が人事院勧告の完全実施されたことに伴うこと、保育単価が高い3歳未満児の入所者数が増加したこと等によりまして、増額するものでございます。

子ども医療費助成、予防接種の増額要因でございますが、子供の医療費助成拡充に係る経費やおたふくかぜ等任意予防接種に係る経費及び1歳6カ月児から3歳6カ月児までの幼児のフッ素塗布にかかる経費は地域創世事業で対応させるため、本補正予算に計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（芥田 秀則君） 上下水道課長。上下水道課関係につきまして、お答えいたします。

合併処理浄化槽設置整備補助金につきましては、予定基数66基に対しまして、申請が40基であったための減額でございます。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。建設管理課で所管します社会資本整備総

合交付金の減額についてでございますが、主なものとしまして、工事の入札残、これは建築関係です。補助金の額の確定に伴い減額を行うものであります。この補助金の額の確定については道路関係でございます。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。産業振興課関係につきまして、お答えいたします。

大幅な減額補正の背景でございますけれども、埋却地再生整備工事につきましては、本町で一番広い埋却地であります小並の埋却地につきまして、当初、購入希望者があり、協議を進めてまいりましたが、諸般の事情により辞退の申し出がありました。改めて購入者を募ることになりましたが、既に年度後半にかかっていたことから、改めてスケジュールの見直しを行い、今年度の事業実施を見送るという判断をいたしました。そのことによる事業費全額の減額補正でございます。

次に、地場産業振興対策補助金につきましてですが、当初予算に1事業の交付限度額100万円、これを計上しておりましたけれども、今年度は事業の実績がなかったために、全額を減額補正することになったものでございます。

次に、尾鈴地区土地改良事業の同意取得に関する御質疑ですけれども、平成26年度の施工区域における同意取得につきまして、モデル圃場を含む対象者で申しますと29名中うちお2人の方が現時点においては未同意となっております。

続きまして、国の地方創生事業で実施予定のプレミアムつき商品券発行事業の具体的内容についてでございますが、高鍋商工会議所を事務局としました実行委員会を立ち上げて、その中で実施内容の検討を進めていくようにしております。現時点においては、明確にまだ決まっておりませんが、20%のプレミアムつき商品券、総額の2億4,000万円を6月から発売。同じく20%プレミアムつきの子育て応援とくとく商品券、総額の3,000万円、これを10月から発売することで進められればと考えております。プレミアム分及び事務経費を実行委員会に補助し、事業実施していただくことになると思います。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 今、各課の答弁をいただきましたけれども、幾つかちょっとまだ詳しく答弁がされてないというところがありますので、続けて質問を行いたいと思います。

まず、臨時福祉給付措置の負担金。これについては、予算の提案説明でも見積もりより大幅に減少したと。要するに人数が減ったということだったんですが、見込み人数がなぜ減ったのか、その辺の調査をどういうふうに行われているのかということ、具体的に答弁をしていただきたいと思います。

それから、合併浄化槽。これも、ただ単に基数が減ったというだけの説明ですが、合併浄化槽をつけていきたい。要するに生活環境をよくしたいと思う方はたくさんおられる

と思いますが、事業者を含めいろんな方々に多分お知らせも啓発もされているだろうとは思いますが、なぜ、このように残ってしまったのかと。計画基数がこういうふうに残ってしまうと、また来年度、平成27年度にとっていく状況っていうのが非常に難しくなってくるということを私は思いますので、その辺がどういうふうに啓発されたにもかかわらず、なぜ、残ったのかという、その理由ですね。それをどのようにされてるのか。

それから、埋却地の再生事業について、これは辞退されたということなんですが、辞退された理由を明確に御存じなのかどうか。そして、それがまた後で、大体買っていただける方は大体決まっているということで、今、諸説紛紛出ておりますけれども、いろんなうわさがある中で、どこがどうなるのかということも、私もちょっとわかりませんので、これからのスケジュールについて、大体大まかに、もし、小並の埋却地について買い手の人が大まかのところで合意をされているのかどうか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

それから、商品券の発行額。これが、先ほどの答弁でありましたように、2億4,000万円、3,000万円、説明資料にもございますけれども、これは国・県補助で賄うことができるのかなど。事務管理ですね。委託されると思いますが、国・県補助で予算額が5,810万円ということですが、これの範囲で本当にできるのかどうかというのが一つ心配になっているところなんですよ。それから、この金額をですね、町内だけで確かに1年間かけてやられる問題ではありますが、単純に考えて、2億7,000万円ですよ。1世帯当たり幾らになると思います。金額にしたら、多分、皆さんもすぐ世帯数で割ったらおわかりになられるだろうと思うんですけど、人口と割ってもいいですよ。この金額が本当にはけるのかなと大変心配してるんですが、その辺はどのような目標を持っておられるのか、その辺もお聞かせ願えないと私はなかなかわかりにくい部分があるんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。臨時福祉給付金の関係でございますが、これにつきましては、平成25年分の住民税均等割非課税者の支給対象見込み者数を5,120人という形で見込んでおりました。そのうちの加算対象見込み者数、通常の場合は1万円支給されるんですけど、加算対象者は5,000円支給されます。その加算対象者が4,132人という形でありまして、その約7割程度が実際申請があつて、支給を行ったということでございます。これにつきましては、窓口の広報、あるいは広報誌の発行4回、お知らせかなべの掲載を3回、全戸配布等々を行いました結果がこういった形でございます。ほかにも民生委員のほうにも依頼をいたしましての広報等を行ったところでございます。若干ほかのところと比較もちょっとしてみたんですけど、高鍋町はほかの自治体よりか若干、同規模程度のところ、約7割程度のところもありますが、ほかの町村によっては5割程度のところもありますので、大体標準的な申し込みかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（芥田 秀則君） 上下水道課長。今回の浄化槽の基数の件につきましては、一応広報活動につきましては年1回いつもやってるんですけども、今回は3回実施いたしました。今年度の県内の全体状況を聞きますと要望基数が少ないということで伺っております。恐らく消費税増税された分が影響してるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（永友 良和） 農業委員会局長。

○農業委員会事務局長（鳥井 和昭君） 農業委員会事務局長。埋却地、小並の埋却地ですけども、当初予定されていた方が辞退した理由といたしましては、埋却する際に大量の石灰をまいております。あと、下にブルーシートが張ってありますので、そこ辺の水はけ関係ですね、そこら辺を心配されまして、作物が果たして順調に生育するののかということにつきまして、疑念を抱かれた部分がございます、当初予定されていた方は断念されました。新たに埋却地について希望された方につきましては、再生工事完了後に売り渡しをするということで確約をいただいております。

以上です。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。まず、その商品券の事務費が十分なのかというところなんでしょうけれども、御質疑だろうと思うんですけども、従来もプレミアム商品券の発行というのは経験がございますし、そういう意味で、今回商工会議所さんを事務局にということでお願いしておりますし、その辺のノウハウ等につきましては十分お持ちだろうと思っておりますので、賄えるというふうに思っています。もちろん、その広告宣伝費とか、印刷代とかいったものの金額等が上がってくるのは確かでございますし、職員等の人件費というのも当然かかってくるでしょうから、若干前回よりは数字は上がってくると思いますが、何とか賄えるというふうに思っています。

それと、十分はけるのかという御質疑だろうと思っております。事前にこれは商工会議所さんのほうともいろいろと事前の打ち合わせ等をさせていただきながら、昨年、一昨年が10%のプレミアムで若干売れ行きがという話がありましたけども、その前段の20%という段階においては、もう、これはもうすぐ売り切れたという状況がございます。これに関しましては、発売の期間をどのくらいで設定するかということも含めまして、全て賄えるようにというか、はけるような努力をさせていただくということになろうと思っております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） いや、すごく、やはり、今のプレミアム商品券の問題については、すごく心配なんです。というのは、前のときは、やっぱり期間がこれからこの間で使っていただきたいとか。例えば、子育ては3,000万円ですけど、これについては、先ほどの答弁では、10月ぐらいからの発売というふうになると、期間をあけることによって、その間のプレミアム商品券の前の段階で買って、また後の段階で買っていた

だくという、こういう流れになるんだろうと思うんですけども、正直な話って、子育て中で、高校生、大学生をお持ちの方っていうのは、ほとんど、もう、手持金がない。そういう状況の中で、そして、6月から発行して、3カ月ぐらいしか使えませんよという期間限定になってくると、非常に、今、消費税が増税されて厳しい状況が出てきているのではないかなという判断をするんですよね。確かにパーセンテージが高ければ、皆さんこぞって買われるだろうと思うんですが、1回目に、前に1回目出されたときに、1人の方が大量に購入をされて、車を購入されたそうですとか。何か高いものを購入されたそうですというお話があって、非常に批判とか、そういうのが後から出てきた記憶があるんですよね。だから、1人だけ、お金を持って人、要するに格差社会だから、お金を持っている人は1人で何千万円、何億円というお金を持っておられるかもしれませんが、そういう方だけが、このプレミアム商品券の恩恵に預かれるということになってくると、非常に私はよろしくない傾向じゃないかなと。ここ地域でも格差社会がこのようにあらわれてくるといけないんじゃないかなと思うのが一つあったもんですから、その辺の危惧をしてるという状況なんです。だから、そのところがどう改善されるかっていうところは、また、これからですというふうな答弁しか返ってこないだろうと思うんですけども、これは十分に慎重に行わないと、消費税が増税され、みんなが消費に、とにかくですね、国は消費を促す意味でこのプレミアム商品券、何とも考えが至らないもんだと私は思うんですけども、竹下さんのときに1億円創生事業というのがありましたけれど、逆に、あれと同じような1億円創生事業をいただいたほうがよっぽど高鍋町としては使い勝手のいいお金になるのになって。これだけ財政が厳しいときになって、ちょっと思うんですけども、そこにいろんなものを、尾ひれをつくってしまったために使い勝手が悪いし、特定のところにしか使えないという、こういうようなゆがんだ形で消費の喚起っていうのをしていくことによって、やはり、高額なお金を持っている、要するに格差の象徴がここで出てくるんじゃないかと非常に危惧してるんです。だから、そのことで質疑をしていったんですけども、そのことは危惧されたかどうか、その流れの中で危惧されているかどうか、お伺いしたいと思います。

また、埋却地の問題については、後になって、今度はだめよとまたいうことにはならないだろうと思うんですけども、あその場合、形状が非常に、砂利とか、そういうものが多くて、なかなか買い手の皆さんが、行ってみられて、ここに作物つくって、本当に大丈夫なんだろうかという判断をされるようなところなんです。正直な話言って。だから、そういうところだからこそ、やはり、ちゃんとした売り手の人たちには、そういう条件も含めて、水はけの問題とか、いろんな砂利があるとか、そういうことも含めて、そういうのが利用できる。そういうのであっても、その埋却地が利用でき、そして、より有効に活用できるというような条件をしっかりと私は満たしていくことも必要じゃないかなと思って、さっきの埋却地の問題でも、よそから土が持ってこれないということじゃなくて、ちゃんとしたもので渡してほしいと。そうでないと、この埋却地の処分が一番広いところで

すので、なかなかできませんよということも提案を申し上げたと思うんです。そういうところがどういう形で今度は反映されていくのかということが、もう少し詳しく、新しい人たちはもうそれで、新しい買い手の人はそれでいいと思っておられるのかどうか、そこ辺のところ、再確認をさせていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。商品券に関してですけれども、確かに冒頭の答弁で、6月から発売と10月からということで発言をしております。確かに、特に、後段のとくとく商品券に関しましては従来本当にもう1日もたたずに売り切れてしまって、なぜ、もうちょっとふえないのかという話もありましたものですから、そのあたりでは、十分そういった需要といたしまししょうか、購買の力っていいまじょうか、方っていうのは多いんだらうという判断をしますし、これにつきましては十分賄えるものと思っておりますし、また、20%分の通常のプレミアムに関しましても、先ほど申し上げました20%という部分についての買い上げ、率っていうのは相当大きいものがございます。特におっしゃいました消費税増税でのどうしても負担という分がございますので、そちらのほうも含めて購買力というの相当上がってくるんじゃないかというふうに思いますので、購入欲ですね、上がってくるんじゃないかと思えます。今から先、手法とか、期間とか、手順とか、そういったものについては、事務局、委員会の中で十分に検討させていただきますし、その上で、また改めたお知らせっていうものを町民に全てのお知らせっていうものをしていきたいというふうに思っております。

それと1億円云々ということに関しましては、これは確かにやる側としてはやりやすい。丸ごといただいたほうが確かにやりやすいのかもしれませんが、ただ、今回そういったものではないということです。特に制限とか、規制とか、そういったものにちゃんと充足するようなものにつくり上げた上で、確実に交付金等をいただくということをするのが我々町職員の仕事だろうと思えますので、そのあたりは頑張っていきたいと思えます。

○議長（永友 良和） 農業委員会局長。

○農業委員会事務局長（鳥井 和昭君） 農業委員会事務局長。埋却地の購入をしていただく際にお話する点につきましては、やはり、先ほど申し上げましたように、石灰が振ってあると。水はけが悪い。それで、生育不良が出る可能性がございますということで、十分説明させていただきまして、納得していただいて、再整備後に購入するというところで、確約をいただいているところです。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。5番、津曲牧子議員。

○5番（津曲 牧子君） 5番。歳出予算関係の企画費、たかなべ未来づくり事業について質問いたします。

この、たかなべ未来づくり事業は、我が町民に対して、まちづくりの取り組みとして、幅広く募集し、そして町民参加型の事業として、毎年いろいろな分野での実績を見てきて

います。そして、提案する側も、また参加する側にとっても楽しみな企画だと思っています。

この補正予算の中で、この、たかなべ未来づくり事業補助金の減額の内容と理由について、お聞かせください。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。たかなべ未来づくり事業に関してでございますけど、当初予算では4事業分の200万円を計上しておりました。4事業といえますのは1団体50万円、上限がですね、5分の4を補助するものでございます。それに対して、3つの団体から事業をしたいという申し出がございまして、それに対してした結果、このような額が、金額が余ったということで減額しております。これからも、新年度にもなりますけど、やはり、4事業分予算を組んでおりますので、ぜひ、応募をしていただきたいがなと、町の活性化に役立てていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 5番、津曲牧子議員。

○5番（津曲 牧子君） このまちづくりを考えてる団体、グループにとっては、50万円の補助金というのはとても魅力的な事業をしていく中の金額だと思います。今、どのような周知をされていますか、お聞かせください。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。募集するときは、広報紙、それとホームページ等でお知らせをしておるところでございます。

○議長（永友 良和） 5番、津曲牧子議員。

○5番（津曲 牧子君） 周知のほうも、今答弁いただきまして、この高鍋町の総合計画の指針にあるとおり、この事業は、一つの事業ではありますけれど、高鍋町の未来につながる、また、そして、幅広い分野からまちづくりに関心のある個人、団体からの提案があると思っています。より、これからも、今後、このような毎年の実績を見ながらも、いろんなプロジェクトのほうから参加があつてると思っていますので、よりたくさんの町民のグループの方、団体の方の参加を希望して、いつも注目してる事業でありますから、そういう周知もよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。8番、青木善明議員。

○8番（青木 善明君） 8番。53ページですけど、地方創生先行型の一番下ですが、別紙資料をいただいた、交流施設費に1,500万円の予算がついておりますが、ここに新商品開発支援、温泉水を主原料とした商品開発支援ということで説明資料をいただいておりますが、こういうふうに予算をつけたということは、新しい商品を開発できるめどがついておるのか、それとも、今から全くゼロからスタートして、新しい商品を開発して、めいりんの湯は非常に今厳しい経営が強いられておりますけれども、もし、ヒット商品にな

れば、非常にめいりんの湯に対して、財政的に一助になるのではないかと考えておりますけれども、こういう1,500万円という大きい金額を投資するということは、それなりの見通しがあつての投資なのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。交流施設の負担金補助及び交付金の1,500万円の御質疑だろうと思います。これに関しましても、緊急支援交付金の地方創生先行型の事業ということで取り組むもので、事業名を地域資源を生かした新商品開発販売拡大支援事業という名称で取り組ませてもらいます。期待をいただいているように、温泉の施設っていいものは、もちろん、今、当然本町には福祉と観光の核でございますんで、その、めいりんの里、めいりんの温泉の経営の悪化で、今、その改善策を今努めてるところなんですけども、さらなる改善を図ることから、その改善をすることによって、当然雇用も生まれることになるでしょうし、正職に引き上げることもできるだろうと、そういうところを条件に、この先行型っていう事業でございますんで、そういう意味で、特に新商品を開発するという内容につきましては、まだ正直どういうものをとすることは決めてはおりませんが、ただ、前々から、温泉水を使った、今、ねりくりってのもございます。これとはまた違ったもので、いい商品ができれば、これが全世界、全世界とまでは行きませんが、全国的規模にいろんな販売、販路、情宣活動を行いながら、もし、そのことがすごくおっしゃったように有意義なものになるとすれば、当然温泉も回復するでしょうし、先ほどの目的もかなうんじゃないかというところで、要するに、販売の商品に関しては具体的にまだなっておりませんが、つくり上げていきたいというふうなことでございます。

○議長（永友 良和） 8番、青木善明議員。

○8番（青木 善明君） 大体わかりましたけれども、ぜひとも成功するような、やっぱり戦略を練っていただいて、1,500万円ですので、ぜひ生かしていただいて、めいりんの湯が少しでも財政的に確立していく一助になっていただくように希望して終わります。ありがとうございました。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。議案第2号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）に対して、反対の立場で討論を行います。

財源構成などについては特段反対する理由はございませんし、新しく、いろんな地方創生の問題についても特段反対する箇所はないと思いますけれども、ただ、一つ、プレミアム商品券について、これは地方創生の目玉として予算化されているところです。確かに、これ以外、何ら地方で使えるお金がないから、町長も商店街活性化策として受け入れられ

たのだと思いますけれども、商店街は昨年4月からの消費税増税でお客さんが遠のいてしまいました。売り上げもお店によっては2割減ということで、生活全体へ響く状況であることは間違いのないところです。仕方なく働いている、後継者の給料を少なくしているとの声も聞いております。痛みどめは1回なら即効きますけれども、2回、3回と重ねるごとに効かなくなります。口蹄疫、プレミアム商品券からすると3度目です。これ以外に活性化策はなかったのでしょうか。国の政策を見ても特段これはないものがないのは非常に残念です。お金をばらまく。その資金は結局は国民の税金です。日本は世界で断トツトップの国債発行高があります。一体誰が返すのか。嘆かわしい状況で、またまた、ばらまきは許されることではないと思います。私は、健全な財政運用をしっかりとこれまで構築してきた高鍋町財政に汚点を残すことは許されないと判断して、反対といたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第2号を起立によって採決いたします。本件は原案どおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、議案第2号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 議案第3号

○議長（永友 良和） 続きまして、日程第2、議案第3号平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 繰越金のほとんどを最後まで残した理由は何か。国保連合会からの返還金については詳細な説明を求めたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。

まず、繰越金を最後まで残した理由についてでございますが、平成26年度予算編成時点におきましては、繰越金の額を約8,000万円と見込んでおりました。しかし、予算編成後の医療費の伸びが抑制されたこと、また、保険税収納率向上への取り組みや医療費適正化への取り組みといった経営姿勢状況への評価、収納率向上や保険事業の実績、さらには算定係数の変更などもありまして、平成25年度の国・県の調整交付金が予算に対しまして、約8,000万円多く交付されまして、繰越金が増大したものでございます。

平成26年度予算においては、既に基金から1億5,000万円を投入しておりまして、突発的な高額医療の発生、インフルエンザの大流行など不測の事態に対応するために繰越金を留保しておりました。

次に、国保連合会からの返還金の詳細についてでございますが、これは国保連合会の平成25年度診療報酬審査支払特別会計決算において剰余金が出ており、また、平成24年度に積み立てを行った建物減価償却積立金及び電算処理機器積立金の一部を処分し、どちらも保険者へ還元するという事で返還されたものでございます。

返還額につきましては、平成24年度及び平成25年度におけるレセプト審査確定件数、負担金等を保険者案分しまして、算出されたものでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 確かに特別調整交付金があったということが大きな理由かもしれませんが、繰越金については、大体、どのぐらいの月数で、大体判断ができるものなんでしょうか。お伺いします。

○議長（永友 良和） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。先ほどお答えいたしました、新年度の当初予算編成時点で、大体そういう繰越金等を見越して算出をいたしますので、そういった形の中で算出を行っていくのではないかと考えてます。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 大体これは予算編成時に想定をしていく場合、これぐらい想定と、医療費の伸びが5%と想定してある。その中でずっと聞くと、大体2カ月おくれ、2カ月おくれでレセプトが全部決まってくるので、先ほどの答弁があったように、確かに12月ぐらいでしか繰越金というのはできないんですね。判断ができないんですよ。しかし、それにしても、大体の繰越金というのは、想定は、予算時には大体出るはずなんです。今までの例からいって大体出るはずなんです。というのは、もう12月の時点では出るはずだから、逆に言えば、12月の時点で補正もしっかり、そして繰越金が大体これぐらいあるだろうということの予測というのは、大体長年事務をやっていると、大体の予想っていうのはできるんですね。だから、繰越金の予想が当初で入れた金額からすると非常に少ないんですよ。繰越金が入られる金額が。だから、これが私はまずいんじゃないかなと思うんですよ。大体例年繰越金はこれぐらいになるという見込みをして、大体するときには全部するでしょう。繰越金が全額入るっていうのはわかるでしょう。だから、この分をだから全額入れていくっていうか。来年度の予算の中で、これが全部入ってますか。入ってないでしょう。だから、そういうことを私はしてほしくないなと思ってるから、どの辺の段階でわかるかって聞いたわけですよ。それは先ほど答えていただきましたのでお答えは必要ありませんけれど、確かに特調なんかで、じゃあ、1つだけ聞きますね。特別調整交付金は県のほうから出される分のやつですよ。国から出すんですか。特調は。だから、その分についての算定というのが一体どこを算定基準に、基礎にしているのかということをごさだけお答えください。

○議長（永友 良和） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。先ほど答弁いたしました。国・県の調整交付金が交付されたことによりましての増額でございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 算定基礎を。健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。算定基礎としましては、先ほど申し述べたとおり医療費の適正化の取り組みといった部分、そういった経営姿勢安定等々の評価等々というふうを考えております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。8番、青木善明議員。

○8番（青木 善明君） 8番。14、15ページです。歳出ですけど。基金積立金が約1億5,000万円計上されておりますが、この1億5,000万円を積み立てることによって、積立金の現在高は幾らになるでしょうか。

○議長（永友 良和） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。26年度末時点におきまして、1億5,000万円を積み戻した後の数字でございますが、4億4,528,451円を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第3号平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、反対の立場で討論を行います。

まず、財政運営上やむを得ないとは思いますが、繰越金はできれば、当初で全額に近いほど入れ、基金からの繰り入れについては、できるだけ国保税軽減のために投入していただきたいと考えています。医療費の伸びも5%とありますが、近年の動向を見ると約4%前後で推移している状況です。それから考えたとき、単年度会計を骨子としている法の理念にのっとり運営する方向が望ましいと考えます。そして、年々、町長はこの国民健康保険税を上げない。平準化していくということを目的とされて、保険税は今上がっていない状況ではあります。しかし、残念ながら平成30年度に向けて県で統一する方向性が打ち出されています。そこから考えたときに、4億円もの基金を積み立てた、この財源は国民健康保険税の多額の徴収にあると私は考えます。だからこそ、今回のように繰越金を最後に投入して、基金繰入分を戻すという手法は余り望ましくないと考えています。繰越金が違ったからと考える必要はなく、最後に調整などを行えば済む問題だと考え反対と

いたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第3号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、議案第3号平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第4号

○議長（永友 良和） 日程第3、議案第4号平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 1点のみ。疾病の主なものについては、どのようなものがあるのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。

平成26年4月から12月診療までの医療費の状況は、入院、外来とも循環器系疾患がどちらも20%以上を占めております。入院では、脳梗塞、肺炎及び骨折の割合が高く、外来では、高血圧症、慢性腎不全の割合が高くなっております。入院、外来全体の割合は、1位の慢性腎不全が9.2%、次いで、高血圧症が5.4%、骨折4.4%、関節疾患3.4%となっております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第4号平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論を行います。

只今お答えを願ったように、疾病については循環器系、主に多いということで、私は特定健診などの予防を含めた十分な皆さんの措置がなされているにもかかわらず、特定健診を受けない人がこういう重大な疾病にかかる要素が一番多いと聞き及んでおります。私は、

そのためにも後期高齢者の医療費が多くならないように努めて頑張ってくださいとを評価して、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第4号を起立によって採決いたします。本件は原案どおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第4号平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第5号

○議長（永友 良和） 日程第4、議案第5号平成26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） これも1点だけ。

税務課が担当するようになって、事務ミス分の歳入はどうなっているのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（芥田 秀則君） 上下水道課長。お答えいたします。

未請求分につきましては、平成25年10月に税務課へ移管したところでございます。移管時の未納額につきましては269万5,094円で行いました。その後の歳入につきましては142万5,018円となっており、現在の未納額は127万76円となっております。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第5号平成26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、賛成の立場で討論を行います。

先ほどの答弁でもありましたように、事務ミス分の歳入についても税務課へ移行して、本当に私はよかったと思っております。工事と収納を分担することによって、その問題に集中することができる、このことは各課にも言えるのではないかと思います。

徴収をしながら事業を行っていく、この2つの足でやっていくということは至難の業でございます。そのことを、やはりしっかりと踏まえた上で、私は徴収に専念をしていただくような方法を講じられたことについて、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第5号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第5号平成26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第5. 議案第6号

○議長（永友 良和） 日程第5、議案第6号平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 介護予防関係で脳トレなどがありますが、その効果はどのようになっているのか、また、取り組んでいる地区は増加しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。

現在、簡単な計算と読み書きを用いた脳の健康教室を開催し、認知症予防に取り組んでおります。

参加者からは、「毎日の生活に張りができ、意欲がわくようになった」「物忘れが減ってきた」「気持ちが明るくなった」などの感想をいただいております。また、「教室を通して新しい仲間ができた」など、地域のコミュニティーづくりにも効果が現れております。

この事業は、平成25年度から正ヶ井手地区が取り組んでおりまして、参加者も年々増えております。

今後、地域の皆様の御協力をいただきながら、ほかの地区においても開催できるよう努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） もう1点、私は実は認知症の問題について、いろいろとインターネットでも調べておりましたが、脳トレで大切なことは、脳と体を同時に動かすことが大切だそうです。

シナプソロジーという訓練では、まず、脳を混乱させることが第1だそうです。その例

として、聞き手を右利きの人が左手を使って字を書いたり、左手で食事をしたりということ。脳全体を動かす。また、本や新聞などを読む場合、黙読ではなく音読で読んでいくことによって、同時に耳、脳、口を動かしていく。この3つが同時に動くんだそうです。3番目に、テレビを見ていても突っ込みを入れたりしていきながら、テレビを見ながらでも脳トレができると。4番目に、なつかしい楽器を奏でるとということなどがあるそうです。

同時に、これらを歩きながらやると、その効果は大きいそうですが、このような方向性は考えてこれなかったのかどうか。また、社会福祉協議会などでシナプソロジーという訓練、方法を取り入れたことが研究課題にならなかったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。今、議員がおっしゃられたとおり、さまざまな形の中で、認知症予防という形の中で、音読でありますとか、昔のことを思い出す、いわゆる回想法でありますとか、今、さまざまなメニュー、事業がいろんなところで展開をされております。

はつらつ教室の中におきましても、先ほど議員が言われたようなメニューをやっておりますし、地区で行っているなじみの会におきましても、そういった昔の歌を歌ったり、いろんな形の中で、いわゆる脳の前頭前野を鍛える、刺激するという形の中で認知症を予防していこうという取り組みを、今、行っているところであります。

合わせまして、おっしゃったとおり、いわゆる有酸素運動をしながら行うということも、非常に有用という形で話は聞いておりますので、今後、そういったことも含めまして、取り組みを行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第6号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第6号平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。11時5分より再開いたします。

午前10時54分休憩

.....  
午前11時05分再開

○議長（永友 良和） それでは再開いたします。

日程第6. 議案第7号

日程第7. 議案第8号

日程第8. 議案第9号

日程第9. 議案第10号

日程第10. 議案第11号

日程第11. 議案第12号

日程第12. 議案第13号

日程第13. 議案第14号

日程第14. 議案第15号

日程第15. 議案第16号

日程第16. 議案第17号

日程第17. 議案第18号

日程第18. 議案第19号

日程第19. 議案第20号

日程第20. 議案第21号

日程第21. 議案第22号

日程第22. 議案第23号

日程第23. 議案第24号

日程第24. 議案第25号

日程第25. 議案第26号

日程第26. 議案第27号

日程第27. 議案第28号

日程第28. 議案第29号

○議長（永友 良和） 次に、日程第6、議案第7号高鍋町課設置条例の一部改正についてから、日程第28、議案第29号平成27年度高鍋町水道事業会計予算まで、以上23件を一括議題とし、1議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第7号高鍋町課設置条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありますか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 収納事務に関して、これでほぼ税務課が担当することになると思いますけれども、税務課への負荷及び公営住宅法、条例などと合わせて担当することに

なると、予算面などでの不具合が出てくるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。  
また、運営面での負荷がかかることも懸念されますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

住宅使用料及び駐車場使用料につきましては、契約、納入通知及び納付書の発行業務は、これまでどおり建設管理課において行うこととし、徴収及び滞納処分は税務課で行うこととしております。予算面での不都合等は生じず、収納体制を一元化することにより、収納業務の向上が図られるものと考えております。運営面での負荷につきましては、件数はふえるものの、徴税職員は町税等の徴収、滞納処分をこれまでどおり行っていくものであり、これにより一層の負荷がかかるという認識は持っておりません。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 今の町長の答弁で、負荷がかからないということなんですが、じゃ、今まで納付書などは建設管理課が発行するというので再度確認したいと思いますが、流れとしてはどうなるのでしょうか。やっぱり滞納をされている方については、ほぼ同じような世帯というか、が滞納されてる状況もあるんじゃないかなと思うんですが、その情報というのは、今度は建設管理課から税務課に移行されるということになるのでしょうか。どうなるのでしょうか。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（川野 和成君） 税務課長。当初発送の納付書につきましては、建設管理課のほうで行っていただきますが、その以後、随時発行する納付書につきましては、税務課のほうで発行いたします。

以上です。

滞納についても、同じような取り扱いになります。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第8号、高鍋町行政手続条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 現在、国法を初め、条例などに精通して、法治国家である自治体の形が崩れつつあるような気がしてるんですが、一部改正することにより、どのような効果が期待されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。今回の条例の一部改正についての効果ということの御質問だと思いますが、今回の改正につきましては、公正性の向上、住民の救済手段の充実、拡大等の観点から行うものでございまして、具体的には、町の機関が許認可や処分

を行う旨を示す場合につきましては、併せてその権限を行使し得る根拠となる法令の条項等を示さなければならなくなることとなります。法令に基づきます権限の行使であることを明確に相手に伝えることができることや、町の機関が行う行政指導が法令に適合しないと思料するとき、あるいは法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分、または行政指導がなされていないというふうに思料されるときは、その旨を申し出て、必要な措置を逆に求めることができるということでございます。住民の権利を拡大し、その権利を明確に規定することによりまして、権利、利益の保護の充実に図るということで、今回の条例改正となっております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 答弁を聞く限りは、住民の救済のためを含めて、住民のためにつくっていく条例であるというようなことを答弁されましたけれども、それならば、やっぱり法に、法律はいろんな法律がありますよね。だから、いろんな法律がありますが、行政法の中で言えば、それにやっぱり熟知してる、そして、住民からもしいろんなことを言われたときに、しっかりとそれに対応できるような職員配置っていうのはできるのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） お答えいたします。

その職員がどうのこうのというか、今まで、實際上こういうことはおかしいんじゃないかとかいうときに、町民が申し出たときには、それに対しては対応しておったわけですが、逆に、対応しないからといって、そのことについて逆に言うと「あなた、私が頼んだのに、してないんじゃないですか」というようなことを明らかにするものがなかったというようなことです。ですから、町でいいますと、先ほど申し上げました許認可とか申請とかございますが、そういうことに対しまして、そのこと訴える手段が今まで明文化されたものがなかったということで、今回このことによりまして、全てのことを文書でやりとりすることが必要になるということです。ですから、その部分で専門的にこの行政手続を担当する部所といいますか、担当をつくるということじゃなくて、これはもう、役場内の中での全ての業務の中でこういうことが起こりうるというようなことでございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 私は、こういう条例をつくることに当たって、以前から窓口などで、例えば、町民生活課あたりではいろんな問題が、やっぱりトラブルが発生するとか、年金事務も持っておりますし、そういう形でこれはどうなんだとかいう苦情とか意見とか要望とかが寄せられる部分があると思うんですよね。これをいついつまでに調べてほしいとか、どうなるのかという方向性。例えば、福祉のほうでちょっとわからなかったことを町民生活課でわかるとか、いろんなことが実際今まで起きてきてるわけですよね。そのたんに私は、文書をちゃんと残して、住民に対応したときに何月何日何時何分に誰が対応したと、この人をこういう対応をしたと、っていうことで、やっぱりちゃんと返してい

っておかないと、後でもし万が一トラブルがあったときに、非常に何の証拠も残ってない、何もないという状況の中で、要するに、職員自体も言われっぱなしっていうふうになるんじゃないかというふうに私は考えていたんですが、そのような形になるということでもよろしいんですね。だから、もし相談があったときに、行政の事務とか、そういうものを例えば文書化していくという意味で捉えていいんですね。全て、だから、窓口でいろんなものがあつたときに対応のした、それが法的にどうなのかということは別としてですよ。法的な問題だけになるんでしょうか。それとも、そういう問題も合わせて、文書でやりとりをしていく相談の窓口っていうのは、そういうふうになっていくのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。今も議員のほうから福祉の関係とかいろいろ窓口でおっしゃいましたが、そういう部分については、法でも最初から規定されてる部分については、従来どおり法で処分する分だろうと思うんですが、そういう規定が何もなくて、今おっしゃったとおり、町が行ってる業務で、自分がしようすることを許可するとか、いけないよとか、そういうこと結構あるんだろうと思うんですが、そういう部分について「何でそういうことになるんですか」ということをもし訴えても、逆に今まででしたらこういう手段がないので、まあ言い方悪いですが、職員がしなくても何ら罰則もないし、というようなことなんです。ですから、逆に言いますと、そういう法的なところについて非常に難しい部分もございしますが、申請とか、さっき申し上げました許認可等について、お互い申請された方については「納得できないんだが」ということを訴えるものが今までないんですが、そういう部分について、文書で「私はこういうことでそういう指導を受けた分は、法律でいくとこういうふうにいっていうふうになってるんじゃないですかね」というような、まあ言い方悪いですが、そういうような形でみずから申し出ることもできるし、不服についてもそういうことで、今までないがしろというといけません、そういう部分についてこういうことで法的に住民の権利を確保していくということを条例化しなさいというようなことですので、これによって、そういう何の分がということについては非常にまだわかりませんが、一応条例でそういう規定を設けておくということでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第9号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 非常勤講師職員を採用する意味はどこにあって、また、その任はどこまでと考えておられるのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（中里 祐二君） 教育総務課長。今回新たに町単独の非常勤講師を導入するという点についてであります。東西中学校のほうに1名ずつ配置をしていく計画でございます。ここでは、教科指導における個別指導、それから、それぞれの個に応じたきめ細やかな指導を推進していくということを目指して導入していくものでございます。それから、その任、業務内容についてでございますが、各教科授業を中心に行いまして、他の学級担任の支援を行っていきたいと考えております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 例えば、専門的な分野でしか教育を受けてないという講師であれば、なかなかほかの教科とかいろんなものが応援が、支援ができないんじゃないかなというふうに思うんですね。だから、全科目を周知している方なのか、それとも、そういうところでちゃんと資格を持ってらっしゃる方なのか、それとも、専門的な知識っていうか、もう、ある1教科に特出してというか、そういう方を求めているのか、そこのところがちょっと私、理解できない部分があるんですが、1名ずつということだから、余計思うわけですね。これが、例えば複数で、お金がなくても、やっぱこれだけ4名、5名、1つの学校で4名ぐらい講師を雇ってフォローしていきますよということであれば、先ほど「個」っていうことをおっしゃいましたけれども、いろんな形で支援ができる要素があるんじゃないかなというふうに思うんです。だから、この1名で一体何ができるのかということが非常に、まあ最初の初めだから1名にしたんですと言われるかもしれませんが、最初の初めだから、たくさん的人数で関わりあっていけば、お互いに講師同士で「こういうのがあったほうがいいね」っていうことが、町単独費用でやっていくんなら、連携プレーも恐らくたくさんできるでしょうし、やっぱり町単と県雇用にされてる先生たちとの間にギャップがもし出てきたりしたときには、非常に私、まずいなって思う部分があったわけですよ。だから、そこのところがどう解消されていくのか、1人じゃすごく立場が弱いという状況も私あるんじゃないかなというふうに思うんですよ。だから、意欲は買いますけど、私、1名ということでは、非常に弱い立場の先生を1人だけ送り込むみたいな、ということになってくると、孤立してしまうんじゃないかという危惧がちょっとあったものですから、今1名ずつって話聞いたときに、非常に私心配になったんですね。大体、だから、具体的に1名ずつって話ですけど、全体的にはどういった力を持った講師を採用したいというふうに考えておられるのかってことを、具体的な内容を聞かせていただければと思います。

○議長（永友 良和） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。今回、町雇用の非常勤講師を導入するという点についての質問ですが、東西中学校に予定をしておる講師については、中学校ですので専門教科の免許を持っている者、まあ複数持っていればそれがいいんですが、あるいは、臨時免許あたりをとれるような講師を考えております。

活用の仕方としましては、具体的に最終決定はしてないんですが、こういう状況、ちょ

っと具体的な状況を述べたいと思うんですけども、東西中学校1年生のほうは35人学級ですので、西中の例を言いますが、今生徒数が80名です。35人学級ですから、今3クラスになっておりますので、1学級が二十六、七名ですかね。そのくらいになると思うんですが、2年生からは40人学級になります。ですので、クラスが1つ減りまして2クラスになりますので、40人になります。県費負担教職員のほうが1名削られますので、非常に授業を行う、学校行事、生徒指導、全ての面において窮屈になってまいりまして、生徒の個に応じたきめ細やかな指導ができなくなります。それで、学校と相談をしまして、このままのクラス数でいけないもんだらうかということで相談をしておりましたら、学級担任を持つ先生が当然1名ふえますので、その人の授業時数が多くなります。その人の部分をフォローできる、サポートできるような活用の仕方はないだらうかなというのが一つ。

それと、もう一点は、特別支援学級あたりで人数8名って決まってるんですが、その人数が多くなると、その支援学級にいる子供たちの個に応じた指導がなかなか難しくなるんじゃないかと。幅が非常にありますので。そういったあたりでも活用できないかなということをお考えしておりますが、来年度に向けて学校長あたりと相談して、効率的な活用を今後考えていきたいと思っておるところです。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 今のお話で少しは納得できた部分があるんですが、私がちょっと気になってるのは、先ほど教育長の答弁がありましたように、クラスの担任はやっぱり講師としては持てないということが原則ですので、確かに2年生で今のままのクラスでいかせたいといった場合、どうしても1名は正規の職員が担任を持つという形になるわけですね。その先生が、だから、学年主任の先生であろうがなかろうが、副担の先生であろうが何であろうが、とにかく今まで副担であろうが、その先生が学級担任を持っていくと。その先生の授業数のフォローをしていただくということになると思うんですけども、それが、だから、学校運営と町では全然考え方が違うわけですね。だから、学校の経営のあり方ちゅうのは、学年担任を決めるときも大体持ち上がりでいくから、わかるのはわかると思うんですが、そういう専門的な要素を踏まえた上でやるのであれば、非常に臨時講師を雇うときに難しいんじゃないかなというふうにちょっと思ったところがあるんですよ。だから、幅広く、やっぱりある程度いろんなことに臨機応変に、例えば、2教科、3教科ぐらいのちゃんと資格を持ってる先生であれば、1教科しか持っていないって言ったら、できないわけですね。なかなかかわりっていうのができないわけですよ。これが3教科ぐらい、例えば、英語、数学、理科とか持ってらっしゃる先生であれば、その先生がどなたが担任を持たれても、非常に、まあ言い方悪いけど、教科のかわりっていうのは、できる可能性が幅が1人でも広がるわけですよ。ところが、1教科しか持っていないということになってくると、非常に幅が狭くなってくる。そういう状況になると、講師をせっかく雇ったんだけど、クラスも同じなんだけれども、学校運営に大き

な差が出てしまうんじゃないかという、保護者の気持ちも出てくるんじゃないかと。だから、そこにギャップが出てきてしまうと非常にまずいんじゃないかなと。だから、学校運営と、学校運営のだから正規の先生と、こっちの臨時講師のこの組み合わせ、これがどうなるのかっていうのが非常に、それを心配したんですよ。だから、その心配をできれば解消していただけるような状況での臨時講師の採用ということになれば、私も安心なんです。これによって新たなトラブル、火種が起きることは非常に避けていきたいなというふうに思ってるんですよ。せつかくの思いやりが悪い方向に行ってしまったら、私はよくないなと。子供たちをちゃんと人材を育成していく立場から言えば、やっぱりここについては慎重に事を進めていかないと、後々禍根を残すことになるんじゃないかなと私思うんですが、その辺のところの対処方法というのを、どのように対策を考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。今、議員が心配されているようなこと、本当に大切なことだと思うんですが、講師につきましては、町内にも非常勤講師の立場の先生、それから常勤講師の立場の先生がたくさんいらっしゃいますので、また、これが来年度ふえる予定です。そういった学校の中のネットワークと、それから講師同士のネットワークあたりを確立しまして、そのような先生が孤立しないように、また、学校長あたりとも十分相談して、効率的な活用を、今後活用をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第10号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 災害時対応について、課長などが災害時勤務するとき、そのときの変更だということで、私はちょっと勘違いしてるのかもしれませんが、最後のところに書いてある第2条の第2項「町長の定めるところにより」とありますけれども、この解釈は条例の改正とどのように整合性があるのかちょっと気になってるところなんです。どうなんでしょうか。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。今おっしゃったとおり、災害時の対応につきましては、これ、管理職が平日の深夜勤務した場合については手当を出しますよという部分ですが、第2項の附則のところに書いてある分につきましては、具体的に言いますと、4月1日以降に育児休業等から復職する職員がいた場合について規定しておる分でございます。復職したことによって前の給料等に不均衡生じることがないように、改正前の給料のほうに格付けするというような意味での分でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第11号高鍋町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 町長は、請願団体とか私が一般質問した中での答弁は、高鍋町独自の体制で云々とかいうふう述べていただいて、独自でしっかりとした医療費助成をしていくんだということがお答えになりました。その中で、所得の低い方などへは特段の配慮を行うとかいうニュアンスを持たれていたと思うんですが、この中ではどの部分になるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

このたびの改正につきましては、県内自治体の実施状況、本町の財政状況等を総合的に勘案し、小学校就学前まで保護者の負担額を1診療あたり350円とする従来の医療費助成に加え、小学校入学時から小学校卒業までを1診療あたり1,000円とする医療費助成に拡充するものでございます。

また、当町の特徴といたしましては、小学校入学時から小学校卒業までの子供のうち、ひとり親家庭の子供や重度障害を持つ子供に対する医療費助成を、償還払いにはなりますが、これまでどおりに保護者負担月額1,000円とすることで、ひとり親家庭医療費助成制度及び重度心身障害者医療費助成制度を優先的に活用していただくことにより、経済的な負担軽減につながるものと考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第12号高鍋町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 文言改正ということなんですが、内容の変更はあるのかなのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。内容の変更についての確認でございますが、今般の改正につきましては、あくまでも法律名称の改正に伴う改正でございますので、内容の変更はございません。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第13号高鍋町介護保険条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 3年ごとの見直しに係る改正と考えますけれども、ほかの市町村と比較して、介護保険料とその利用料及び利用しやすい体系であるのか、検証されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。

介護保険料は、所得状況等に応じて負担をお願いするものでありまして、これまで標準6段階と定められていた国の基準が標準9段階に細分化されたことから、保険料の区分を9段階に改正するとともに、平成27年度から29年度の3年間を事業期間とする第6期介護保険事業計画に基づく保険料必要収納額から算出した保険料に改正するものでございます。保険料につきましては、郡内におきましては、木城町に次いで低い額での設定と聞いております。介護保険サービスの利用料につきましては、全国一律であります。サービスの利用につきましては、本人や家族からの相談に基づきまして、サービス利用へとつながるケースが多い状況であります。高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターも周知されるようになりまして、近隣の住民の方や民生委員の相談から支援につながるケースもあります。今後も地域包括支援センターの周知を行うとともに、関係機関と連携しながら、支援の必要な方に速やかに支援を行うことができる体制づくりを進めてまいりたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 介護保険料は、郡内では木城町に次いで低いところを答弁されましたけれども、今度の改正によって大体どれぐらいの保険料アップとなる見込みですか。所得によっても違うでしょうけど。

○議長（永友 良和） 暫時休憩いたします。

午前11時33分休憩

.....  
午前11時35分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。失礼しました。あくまでもまだ提案の途中であります。今回は3,925円から4,990円と、率にして27.1%の増という形で予定をしてるところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第14号高鍋町子どものための教育・保育給付の支給認定に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 認定については理解の範疇なんですけど、給付とある以上、給付額について何らかの添付資料が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、虐待など、さまざまな要綱が書いてあるんですけども、この条例を知り、悪用される懸念はないのかどうかお伺いしたいと思います。そのための何らかの証明となるものが必要なのかどうか、そこもお伺いしたいと思います。

虐待に関しては、個人情報保護と同時に、何らかの保護業務がついてくると考えているんですけど、どうなっていくのでしょうか。また、そのための施設などは考慮範囲があるかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康増進課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。

今般の条例制定についてでございますが、本条例につきましては、子どもの教育・保育給付の支給に係る区分の認定を行うものとなります。町は幼稚園、認定こども園及び保育所において保護者の申請に基づき、保育給付の支給要件10項目を満たしているかどうかを確認するとともに、必要な保育量、いわゆる保育時間でありますが、を認定し、保護者に認定証を交付することの規定を定めたものでございます。

なお、こうした申請及び交付決定等の手続きにつきましては、規則で定めることとしております。

また、虐待、DVにつきましても、こうした恐れがある場合は保育の必要性についての基準に該当するものでございます。併せまして、虐待等の取り扱い等につきましては、個人情報保護法等の厳格な運用が必要であると認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 私が心配しているのは、もし、万が一、虐待の恐れがあるとか、虐待をしているんじゃないかと思受けられる子供さんを保育所に預けても、また家に帰したら虐待が起きるということは考えられるわけですよ。そうなった場合、親と子を分離して、やはり一定期間、ちゃんと様子を見守っていくことも必要になってくるんじゃないかということ、先ほどの質疑では申し上げたわけですよ。

だから、個人情報保護法があるにもかかわらず、あるけれども、それにまして一番大事なのはやっぱり子供の命ということ考えたときに、虐待があるとわかっていながら、また家に帰してしまっただめなんじゃないかというのが、私の基本的な考えなんですよ。

だから、虐待ということが保育の条件に加味されるのであれば、虐待があるとされたと

きには、必ず保護者を呼んで意見聴取をして、一時的でもやっぱり子供を一時保護できるような施設へ連れて行ってあげるのか、考える時間、要するに距離を置く時間をしっかりと取っていかないと、この虐待に関してだけは私は、ほかの保育の要綱、条件についてはそうは問題はないと思ったんですけど、虐待というこの2文字に関して、虐待をされてるとわかっていながら、保育の要件に合うけども、保育してる間はいいいけど、じゃあ家に帰ったらどうなるんだろうか。この子はどうなるんだろうかって考えたときに、非常に心配になったんですよ。

虐待があることが明らかになれば、やっぱり一定期間離したりとか、家庭に何らかの形でフォローに入ったりとか、いろんなことをしていかないと、虐待っちゅうのがあるっていうのが判明した時点で、もしそれが万が一、保育所にいる間じゃなくて、家に、家庭に居るときに何らかの事件が起こったりとかした場合には、何で保育で預かるっていうこと、要するに、隣近所から虐待があったことが通報があって、保育をしたと。でも、家に帰したからあの子は殺されたっちゃわってというふうな感じになって、事故があったんだわっていうふうになってきたりしたら、しつけの問題とか言われたら、私たちは多分、警察のほうは民事不介入ということで、恐らくいじめられてる、虐待受けてる間っていうのは、警察は介入して来ないと思うんですね。

だから、せっかくここで規定してあるわけだから、それに対するフォローをどうしているのか。多分、今までもなされてきてると思うんですよ、一時、親と離したりとかっていう事例もあるやに聞いているんですよ。だから、そこはもう慎重にされてるというのは、私も今までの経験上からなされていることだと思うんですが、ただ、文書に書かれていると、非常に心配になるわけですよ。そこをどうするのかなって。

例えば、虐待がもしあったと言った場合は、何らかのフォローをしていくという要綱っていうのを持って行かないと、虐待が止められないんじゃないかなというふうに思うんですが、そこはどんなでしょうか。答弁できたら、答弁してください。

○議長（永友 良和） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。今般の条例の制定につきましては、上位法の中で保育給付支給要件というのが定められておまして、それに基づいて、この条例の中で、この要件の10項目を定めたものでございます。

先ほどから質疑の、虐待に関してについても、当然、そういった、虐待が明らかに行われてる場合とかっていうのを一緒に生活をさせるようなことにはならないと思いますが、その虐待につきましても要保護対策協議会でありますとか、ケース会議でありますとか、そういう児相等の関係者、あるいはそういう子育て支援者等々を含めたケース会議、先ほど申しあげました要保護対策協議会という組織がありますので、その中で協議をしながら、そういった個別の事案につきましては、引き離れたほうがいいという場合については、そういった形の中での取り扱いがされていくものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第15号高鍋町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） これは、先ほどの条例の後づけで制定されるものだとはわかりますけれども、高鍋町は認定こども園があるものですから、これからどんなふうに移していくのかっていう、厳格に条例化する必要が本当にあるのかどうか、そのところを再確認をしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。

今般の条例制定につきましては、子ども・子育て支援法に基づきまして、幼稚園・認定こども園・保育所等の利用者負担額を定めるものでございます。また、高鍋保育園が本年4月1日から、高鍋カトリック聖母幼稚園が平成28年4月1日からそれぞれ幼稚園から認定こども園のほうに移行される予定でございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第16号高鍋町保育所条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 現在との比較はどうなるのか。また、任期中は変更されないものと考えますが、どうなのでしょう。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（中里 祐二君） 教育総務課長。

地方教育行政法の改正、施行に伴います関係条例の整理に関する条例についてでございますが、今回の法改正の中で、教育長と教育委員会委員長の立場を一体化した新教育長、区別のために新教育長というふうに申し上げますが、新教育長が置かれまして、教育委員会委員長の職は廃止されます。さらに新教育長は教育委員でなくなりまして、地方公務員法の適用がされない特別職として町長が任命することとなります。今回の各条例改正はこれらのことにつきまして、所要の改正をするというものでございます。

それから、また、任期中は変更されないのではないかということについてですが、議員お見込みのとおり、経過措置が盛り込まれております。現在の教育長の教育委員としての任期中は、これらの条例規程は適用されないということになります。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。これで質疑を、済いませ、失礼しました、8番、青木善明議員。

○8番（青木 善明君） 8番。1点だけちょっと確認をさせてください。

今回の法律改正に伴って、首長さんのもとに教育委員会が確立されるわけですが、それで地方公共団体の長は、総合教育会議を設けるものとするという文言があると思いますが、その辺の対応はどのようになっているのでしょうか。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（中里 祐二君） 教育総務課長。今、おっしゃいました総合教育会議のことについてでございますが、総合教育会議につきましては、町長が主催をするということになっております。

今回、方向としましては、その事務局につきましては、事務委任ということで、教育総務課のほうが実際の実務は行っていくということで考えているところです。

○議長（永友 良和） 8番、青木善明議員。

○8番（青木 善明君） 8番。ということは、27年度中に総合教育会議を設置するというのでよろしいですかね。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（中里 祐二君） 教育総務課長。総合教育会議につきましては、これは全市町村になりますが、設置をしなければならないというふうになっております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第18号教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑はありますか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） この中を見ていただくとわかるんですが、職務に専念する義務を負う一方で、研修とか厚生に関する計画の実施参加など、3項目を挙げての免除規定がありますけれども、いかなる場合もその規程は適用されるということなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（中里 祐二君） 教育総務課長。教育長の職務に専念する義務の免除についての規程を設けておりまして、この規程がいかなる場合もという御質問でございますが、例えば教育長が県内の教育長研修会に参加しているときに、大きな災害が発生した場合は、教育委員会事務局並びに町長と連携を取るとともに、直ちに研修を中止いたしまして対応すべき職務に戻らなければならないというふうに考えております。それで、職務の空白、

停滞がないようにするべきだと。これまでも緊急の案件に対応していくために、休日それから時間帯にかかわらず、連絡の取れる体制は取られております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第19号小丸河川敷広場多目的施設の設置及び管理に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑はありますか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 私、これを議案19号を見たときに、あの場所は小丸河川敷との認識でよいのかどうかとまず、疑問点で思いました。

また民間に近くて、迷惑となる行為とあるが、迷惑かどうかは、近隣住民でないと判断できないと思います。具体的にどのように考えているのか、また近隣住民から何らかの要望が出されて、このような項目をつくったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。小丸河川敷ではございません。小丸河川敷広場を利用する方たちがもっとも多く利用するということを想定しての施設ですので、このネーミングといたしました。

それと、近隣住民の迷惑になる行為という記載についてですけれども、こちらは近隣住民の方から苦情が来たことを想定しての記載になっております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第20号高鍋町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、質疑を行います。質疑はありますか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 目的については、提案理由の説明で納得ができました。内水面対策について、やはりあそこを準用河川というふうにしたいということで納得いたしました。

しかし、都市下水路を外れた区域の管理って言うのは、どのように変更になるのかなど。例えば、都市下水路は年に1回清掃するということが決まっております。これはどのように変更になるのか、また変更にならずに、そのまま今までどおりとするのか、その辺のところはどのように考えておられるのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。今回、準用河川に所管がえする区間については、都市下水路と同様に河川巡視を行いながら、状況に応じて浚渫を行うなど、適切な管理を行ってまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。私が気になっているのは、先ほども言いましたけど、年1回清掃することが決められてますよね、条例か何かで。決められてますよね。多分、そうじゃなかったかなと思うんですが、私の記憶が間違っていればごめんなさい。多分、都市下水路は年に1回、浚渫などを行うちゅうことが決められていると思うんですよ。だから、それが外れた場合、どうなるのかっていうことを聞いているわけだから、状況を見てっていうふうに言われてしまうと、もう1年に一遍ではないんだなというふうに思ってしまうと、あとがちょっと気になりましたので、1年に一度は必ず行おうとか言う答弁であれば、私も2回目はしなかったんですが、済いません、確認です。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 確かに、上下水道のほうでは1年に1回以上行うものとするというふうに記載されておりますが、ただし書きのほうで、排除に支障がない部分についてはこの限りではないということです。いわゆる浚渫につきましては、堆積がない場合は1年に1回しない場合もあるというふうに御理解願いたいと思います。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第21号平成27年度高鍋町一般会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。長いですが、お昼過ぎますね、済いません。

町長の施政方針の内容に予算が多く盛り込まれておりますけれども、歳入の確保に力を入れるとあるにもかかわらず、個人・法人ともに減収見込み、固定資産税についても大きく減額する見込みのようですが、その原因はどのように捉えておられるのかお伺いします。

財源の有効活用とありますが、どのような活用を考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

まちなかチャレンジショップなど、まちなか再生事業がありますが、今まで大きな予算を駆使してまちなか再生に大きく予算をつぎ込んできましたが、今度はどのような内容で行われていくのか、お伺いしたいと思います。

国の地方創生事業の一環として、成功事例は全国少ないとしても、定住促進に関して知恵を絞り活用されているところで、高鍋町は出遅れ感がありますが、その分、全国事例等をしっかりまとめ、いいところ、成功しなかったが高鍋町では取り入れたい、そんな事例はどのようになっているか、お伺いします。

農業関係では、全国自治体農業委員会の活動が農業新聞等で取り上げられ、参考となることもしばしば記載してあります。お隣の川南町でも、農業委員さん発案で遊休地対策に町とコラボした事業があるようですが、農業委員会での企画はどのようなものがあるのでしょうか。

住民の方から、灯籠まつりは舞鶴城跡地辺りでちょぼちょぼされているが、駅から黒谷

坂まで灯籠を灯すようにしたらどうかとの提案がありましたが、観光協会への委託部分だけでなく、この問題は地区公民館長、行政事務連絡委員さんを巻き込んだ一大イベントとするほうが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。

ふるさと納税について、議員からの提案もしましたが、今年度の大まかな計画はどのようになっているのか、お伺いします。

尾鈴土地改良事業への新規予算がありますが、計画概要をお示し願いたい。これは、多分新規予算ではなく、継続予算ではないかなというふうに思いますが、米印がしてありましたので新規予算かなと思って書きました。

教育費関係で、パソコンが更新されるようですけれども、現在はタブレットと連動したものがあそうですが、どのような計画概要なのか、お伺いします。

広報、PRに関して予算がありますが、今までつぎ込んだPRと合わせ、その効果をどのような期待感を持って予算化されたのか、お伺いします。

貸付金返済について、一ツ瀬分とめいりん温泉関係について、どのような方向性となるのか、お伺いします。

マイナンバー制について。これからのスキームはどうなるのか。

庁舎別館建設が予算化されておりますが、具体的にはどのような流れとなり、面積はどのように考えておられるのか、お伺いします。

病児・病後児保育についての計画及び内容はどうなっているのか、これは方向性のみをお答え願いたいと思います。

新規事業に関しての方向性はどのようにしているのか。今まで質疑した分も新規事業が入っておりますので、その答弁は省いていただきたいと思います。

以上。わかりましたでしょうか。

○議長（永友 良和） それでは、たくさん質問が出ておりますので、答弁がこれから長くなるとお思いますので、ここで暫く休憩したいと思います。答弁につきましては午後1時10分より再開したいと思います。

午前11時55分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（永友 良和） 午前に引き続き再開いたします。税務課長。

○税務課長（川野 和成君） 税務課長。お答えいたします。

平成27年度の当初予算における町民税の個人及び法人の減収見込みについてですが、町民税個人につきましては、過去3カ年の納税義務者の伸びと総所得の伸びにより算定したところであり、総所得については、若干の減少になると判断したものでございます。

現在、町申告を行っているところであり、はっきりしたところは申し上げることができません。

次に、町民税法人につきましても同様でございますが、過去3カ年の伸び率で算定しま

すと、法人税割が減収になると判断したこと、また、法人税割の税率が14.7%から12.1%に引き下げられたことによる減額分を加味すると、前年度を大きく下回るものと判断したものでございます。

しかしながら、法人税割については景気の回復の動向により増収の見込みがありますが、現段階では分析することが困難であります。

次に、固定資産税についてでございますが、平成27年度は3年に一度の評価替えの年度に当たり、土地につきましては、全県及び本町においても若干の土地価格の下落が生じていることから、減収見込みと判断いたしました。

家屋については、新築家屋は例年並みに建設されていますが、3年に一度の経年減点補正により課税標準額が減収することとなりますので、減収見込みと判断いたしました。

償却予算につきましては、26年度の調定状況と、太陽光発電施設や企業の設備投資等により増収が見込まれると判断したところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課関係では7件の質疑があったと考えています。お答えいたします。

まず、財源の活用についてでございますが、アベノミクスによる景気浮揚は、大都市圏を除き、地方にまではまだまだ波及していないのが現状であります。

本町では超高齢社会となり、税収の減少傾向、社会保障費用の増加傾向が今後も続くことが予測され、財政の硬直化がさらに深刻化することを懸念しているところでございますが、町政運営が停滞することのないよう社会情勢や住民ニーズを的確に把握し、施策、事業の選択と集中により、限りある財源を有効に配分することが肝要であると考えているところでございます。

次に、定住促進に向け取り入れたい事例についてでございますが、全国の各自治体が行っている事例としまして、空き家バンク制度や住宅に対する助成制度などさまざまございますが、今後、本町として取り組んでいきたいと考えているのは、お試し滞在制度でございます。

これは、数日間実際に居住していただき、その間に住み心地や生活環境を実感することで移住につなげていこうというものでございます。

国のまち・ひと・しごと創生総合戦略においても、地方移住を推進する中で、お試し居住に取り組む市町村の数を倍増させることとしていることや、小林市や日南市が同様の制度に取り組み、移住相談件数の増加につなげていることから、有効な手段の1つとして、今後、制度の構築に向けた検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、灯籠まつりを地区公民館長などを巻き込んだ一大イベントへの御質疑でございますが、灯籠まつりは観光協会へ委託しているものではなく、商工会議所や農協、観光協会、公民館連協、婦人団体、社会福祉協議会、建設業協会、建築業協会、自衛隊、地元有

志などの各種団体などで構成する実行委員会を組織し、役場が事務局となり、灯籠まつりに向けた準備や協議を町民の皆様が主体となって行っております。

また、紙灯籠や創作灯籠、点灯式、町民総おどりなど、灯籠まつりにかかわる人たちも、幼稚園や保育園をはじめ、東西小学校、東西中学校、高鍋高校や農業高校、公民館や町内企業など、その輪は年々広がっており、既に町を代表する祭りの1つであると考えているところでございます。

次に、ふるさと納税の今年度の大まかな計画についてでございますが、ふるさと納税の謝礼品については、制度開始以来、寄附額にかかわらず寄附者に対して粗品を、平成24年度からは10万円以上の寄附者に対して5,000円相当の地場産品を進呈させていただいているところでございますが、来年度からは5万円以上10万円未満の寄附者に対して5,000円相当の地場産品を、10万円以上の寄附者に対して1万円相当の地場産品を進呈させていただくよう、内容の見直しを行うこととしております。

次に、広報、PRに関する予算についてでございますが、今回、予算計上しましたPRビデオ制作業務につきましては、移住・定住の促進に向け、全国にPRするビデオとなります。今後、国が設置します全国移住促進センターや全国移住ナビでの放映、その他東京などでの移住イベントでの放映も予定しているところであります。

高鍋町の生活環境や自然環境などのよさを全国にPRすることで、移住者の増加、移住相談の増加にもつながるものと期待しているところでございます。

次に、マイナンバー制についての今後のスキームについてでございますが、平成27年10月には、国民全員に個人番号を付番、通知カードを発送、平成28年1月には、個人番号の利用開始、個人番号カードの交付を開始、平成29年1月には、国の機関間で情報連携を開始し、平成29年7月には、地方公共団体で情報連絡を開始する予定となっております。

その間、制度の運用に必要なシステムの改修や条例関係の整備を、随時、必要に応じて実施することとしているところでございます。

次に、新規事業の方向性とのことですが、新規事業につきましては、国の制度改正等に伴うもの、国や県に要望し採択された補助事業、また、社会情勢や住民ニーズ、緊急性や必要性を十分に吟味し、選択と集中により予算措置が必要と判断した事業を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課関係につきましてお答えいたします。

まちなかの再生事業につきましては、平成21年度から3年間実施しました城下町高鍋まちなか活性化事業をはじめ、国の緊急雇用創出事業を活用しました新商品開発などの事業、そして、平成24年度に開始しました商店街まちなみ景観形成事業などの町単独補助事業を活用して活性化に向けた支援を行ってまいりました。

平成27年度当初予算へは、現行の町単独事業補助金予算のみの計上でありますけれども、新規創業や新規出店に向けた事業に取り組むことができるといふふうに考えております。

それから、尾鈴土地改良事業関連予算への御質疑なんですけれども、この予算につきましては、本事業における国営事業の分担金、負担金を一括して償還するための予算でございます。これを繰り上げ償還することによって、利息負担の軽減を図るといふものでございます。

次に、貸付金についての御質疑ですが、まず、一ツ瀬土地改良事業に係る貸付金につきましては、その事業地域管内の未施工地区におきまして、新たな事業が展開されました。それに伴い、平成26年度より貸付金の一部返済が開始されることになりました。

それから、めいりんの里への貸付金につきましてはですけれども、12月議会におきまして答弁もさせていただきましたとおり、貸付金の返済につきましては、めいりんの里側との協議を重ねました結果、確実な返済の実行に向けた方針が確認をされました。一括返済ではありませんけれども、10年間かけて、毎月10万円の返済を行うという内容の分納返済申請書の提出を受けまして、その承認を行いました。既に、この1月から返済が進んできております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 農業委員会局長。

○農業委員会事務局長（鳥井 和昭君） 農業委員会事務局長。農業委員会関係につきましてお答えいたします。

近年の企画では、遊休農地の再生活動といたしまして、平成23年に十数年来作付されていない水田30アールを農業委員会会長名で借り受け、草木の除去や大量に捨てられたごみの回収作業を農業委員で実施し、また、再生後は飼料用稲ミナミユタカの試験栽培を実施いたしました。

現在は、近くの認定農業者が借り受け、飼料用イネを作付しております。わずかな面積ではありますが、有効利用が図られています。

また、昨年は染ヶ岡地区環境保全協議会と高鍋町農業後継者結婚相談連絡協議会との共催によりまして、染ヶ岡のひまわり畑を会場に、独身男女の出会いと交流の場を提供するイベントといたしまして、「ひまわりKON. ne 2014」を開催しているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。病児・病後児保育についてお答えいたします。

病後児保育は、病気の回復期で集団保育が困難な時、仕事などで家族で保育ができない場合に利用できる施設でありまして、27年度より、ももの木保育園において実施するも

のでございます。

利用につきましては、1日の預かり定員が3人、対象者医師の診断書による保育所での保育が可能であると診断された児童が対象となります。

利用料金は、ももの木保育園の園児が300円、その他の園児等は1,500円となっております。

今後におきましては、町内の医療機関より実施について検討したい旨の相談が数件あつているというふうに聞いておるところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（中里 祐二君） 教育総務課長。教育総務課関係のお答えをしたいと思います。

学校教育パソコンとタブレットについてでございますが、今回は小学校で使用しておりますXPパソコンが老朽化をしていることと、2世代前のウィンドウズXPはメーカーサポートのほうを終了しているために更新をするというものでございます。

タブレット端末につきましては、小学校へそれぞれ指導用として15台ずつ導入をいたします。これらのタブレット端末機は、そのほかのパソコンと同様にウィンドウズの基本ソフトを使用しておりますので、同じ環境のもとで利用可能であり、アプリケーションソフトの面でも連動いたします。

活用につきましては、小型軽量、バッテリー駆動でありますので、屋外での授業、それから、総合的な学習の時間、教室での班別学習で利用することとしております。

以上です。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。庁舎別館の工事につきましてでございますが、延べ床面積576平米程度になります。鉄骨2階建てで考えております。1階に包括支援センター、基幹支援センター、それと、倉庫、会議室等を設置いたします。2階に書庫と、現在、本庁舎内にあります1課の移転を考えております。

スケジュール的には6月ぐらいに解体工事を発注する予定にしております。契約を5月下旬ぐらいに予定しております。6月の定例議会に議案の提案をしたいと考えております。

工期につきましては、建屋のほうは12月いっぱいぐらい、それと、外溝が2月程度ということで、スケジュール的には、そのような予定をしているところでございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 私、1つ質疑が漏れていました。

2回目になるんですが、重心者に対して入浴サービス事業計画があるようなんですが、計画概要はどのようなものかということなんです。

それから、ほかの部分でもちょっと2問目がありますので、ゆっくり言いたいと思いま

すので、済みません、ちょっと書いておいてください。

まちなかチャレンジショップなど、まちなか再生事業について答弁がありました。町単独事業で行うということなんですが、今年度はどのようなことを計画されているのかお伺いしたいと思います。

それから、お試し居住の問題です。成功事例で、小林、日南でということもあるんですけども、検討していく状況にはあると思うんですが、なかなか高鍋町の全体面積が少ない、しかし、南九大移転の問題で、アパートなどすごく空き家が多い。古い空き家が多いということもありますので、この辺を何とか活用できないのかという町民の皆さんのお声もございますので、お試し居住は農村を中心に行うのか、それとも、定住促進事業では、何かほかの目的を持って行うのか、そこのところはどうなっているのか、大体の方針があれば、もう少し丁寧に答弁をお願いできればというふうに思っております。

それから、確かに舞鶴城の灯籠まつり、これは各種団体入っているということなんですが、しっかりとした答弁がなかったように思います。というのは、やはり地域の皆さんから、できれば灯籠を駅から黒谷坂まで全部ともすようにしていったらいいんじゃないかと。年々、竹を切るのが大変、竹山を加工するのが大変、そして、自衛隊の方々をお願いをしている状況ではありますけれども、竹を出したり、切ったりということに対して煩雑な作業があること。やっぱりそういうことも踏まえて、高齢化社会において、なかなか協力を得られる団体が少なくなっているという状況も確かにあることは存じております。しかし、この中で、一大イベントとするほうが望ましいと。

実は、中鶴の方から、昨年、みずからが国富から竹を切ってきて、そして、自分の周りだけ、自分の地域だけでもこうやってともしたいんだということで、竹を切って、灯籠をつくって、イベントをされました。近くの人たちが二十五、六人、お見えになって、そこで夕方からは地域の皆さんが飲み方という感じでされたんですけど、たまたま私はそこに通りかかって「何をされているんですか」というお話からこのお話までずっときたんですけど、やはり灯籠まつりっていうのも、非常に薄くなってきていると。みんなのイベントへの参加が少なくなっているのではないかと。それじゃなくて、高鍋町民全員がお迎えをする、おもてなしをする気持ちを徐々に、今からつくっていく必要があるのではないかとということをおっしゃったんです。

だから、何をすることも高鍋町は盛り上がりが少ないということを言われまして、非常に私も言い訳がましくしか言えなかったことが、去年の灯籠まつりのときにありました。そのことからして、やっぱりこのことについては具体的にどうなるのかということが、方向性がある程度見えていかないと、実行委員会が恐らく4月になってからすぐ始まっていくのではないかと思うんですけども、先ほど答弁を聞いたところ、各種団体で構成しているにもかかわらず、実行委員会があるけれども役場の職員が中心となってということの答弁だったと思うんです。

そうなることであれば、やはり役割分担をしっかりとしていく必要、私は観光協会が全

面的に実行委員会のまとめをしておられるのではないかというふうに思っていたんですが、そこが、役場の職員も一緒になってきているんだというような答弁がありましたので、私、ちょっとそこのところには、今までは委託事業というふうに思っておりましたので、そうやって職員が関係して、一緒に協力をしてやっているという状況なのであれば、その辺のところも、できれば私が思ったのは、委託された実行委員会なり、何なりにしっかりとつないでいただきたいと思ったから質疑をちょっと展開したんですが、そのことが直行くのであれば、それはそれでよろしいかと思しますので、全体の実行委員会の中で、こういう発想があるということで実行委員さんが募集されるのかどうかということも、ちょっとそこは確認をさせていただきたいと思います。

それから、教育費の中で、タブレット端末が15台ずつしか購入されないということで、恐らく15台ということは、クラスの定員が35名から40名ということになってくると、グループで利用という形になるんじゃないかというふうに思うんですが、これからは、やっぱりタブレット端末を使ったいろんな授業、屋外授業なんかも頻繁になってくれば、当然、2人ぐらいに1人ぐらいずつ、取り扱いの注意がありますので、少なくとも2人ぐらいに1つずつ、2人で一緒に行動して、お互いに、相互に協力しながらタブレット端末を使っていくということも、勉強ですごくいいんじゃないかというふうに思うんです。

それから、ウィンドウズが主になっているということなんですけれども、これはNTTなんかとコラボしていくと、例えば、ハザードマップ、ほかの情報、いろんな高鍋町のいろんな情報がここに集約されていくという状況も考えられると思います。だから、高鍋町の問題を、いろんなことも、別に本をつくってやっていただいている状況もありますので、この辺のところも踏まえて有効な活用、そして、子供たちに役立つ活用をしていくためには、私は15台ではなく、もう少し活用範囲を、予算をとって、ここはするべき必要があったんじゃないかと思うんですが、当初の予算ですので、このことが十分教育委員会などでお話し合いをなさった結果、もっとふやしていったほうがいいかと、望ましい方向になるのかどうかわかりませんが、それをどのように考えておられるのか、答弁をお願いしたいと思います。

それから、貸付金返済について、一ツ瀬分が少しずつ返ってきているというけど、少しいって金額を聞いたら何千円とか、何万円の範囲ぐらいで、全体の、だから一ツ瀬分があと一体幾ら残っているのか、そして、めいりん温泉が幾ら残って、10万円ずつで10年間で返済すると、こういう約束ごとをいつ、ちゃんと明らかにされたのか。前回の一般質問でも、そういうことは明らかにされておられませんでしたので、そのことも踏まえて、これからどうなっていくのか、議会とのずれをちょっと解消していただくために答弁をお願いしたいと思います。

それから、病児・病後児保育、これについては、対象者については、答弁ではお医者さんがいいと判断した乳幼児に対しては受け入れる気持ちがあるけれども、それ以外については、何か受け入れを拒否するわけではないけど、言葉だけで言えば、病児・病後児保育

については、こういう予算が出てくれば使えると思って、やっぱり皆さんすごく喜ばれると思うんです。やはり、勘違いをするわけではないけど、誰でも行けるんじゃないかという勘違いをしないために、私は、これは周知徹底がしっかりと図られなければならないという必要があると思うんです。

もし、万が一、はやり病とかいうことであれば、例えば、インフルエンザなんかは当然、私たちが出勤停止になる、仕事にも行けませんし、もちろん保育園でも来てはいけないという状況があると思うんですが、一応、はやり病でも、これはやっぱり子供のうちにしとったほうが望ましいとかいう分については、ある程度、ウイルスのまん延が防げるという状況ができたときには預かっただけなのかどうかということも踏まえて、もう一度、ちょっと詳しく答弁をしていただきたいというふうに思いますので、そこについては、もうちょっと詳しくしてください。

よろしくをお願いします。

○議長（永友 良和） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。まず、重心者に対しての入浴サービスについて申し上げます。

訪問入浴サービス事業は、家庭において入浴することが困難な重度心身障害者や障害児に対しまして、入浴車を派遣し、移動式浴槽を居室内に設置しまして、入浴サービスを行う事業でございます。

本人及び介護を行っている家族の負担軽減を図ることを目的に行うものでございます。

対象者につきましては、常時寝たきりで、家族が入浴させることが困難であり、かつ介護ヘルパー等を利用して入浴が困難な重度心身障害者や障害児を利用対象と考えております。

利用回数につきましては、週2回を上限として考えております。

利用者負担額につきましては、サービス提供1回につき1万2,500円の費用が係りますので、1回当たりサービス費用の1割、1,250円にしたいと考えておるところでございます。

なお、対象者は3人を見込んでおります。

以上でございます。

それと、病後児保育についてでございますが、名称が病児・病後児保育という形で、若干とまどわれるかとは思いますが、病後児保育は、先ほど申し上げましたとおり、病気回復期で集団保育が困難な場合に限りますので、そこで医師の証明が必要という形の規定となっております。

広報につきましても、もう既にこういったチラシ等を準備しておりますので、広報を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。まず、まちなか再生事業に関して、今年度はどういう事業をとということの御質疑なんですけれども、先ほどの答弁の中でも申し上げました、現行の町単独補助事業の予算でということでも申し上げましたけれども、27年度につきましても同様にまちなかチャレンジショップ事業、それから、商店街のにぎわい創生事業、そして、まちなみ景観形成事業、確かに金額的には、それぞれまだ、今のところ、1件ぐらいつの予定でしか組んではおりませんけれども、今後、例えば、今回の信金さんと商工会議所さんとの絡みで、もし、そういう利用が欲しいということになれば、当然、また改めた予算の増ということをお願いすることになるかというふうに思っております。

それと、一ツ瀬のほうの貸付金の残金のほうなんですけれども、ちょっと正確な、明確な数字を持ってきていないんですが、また改めて、後段で答弁申し上げたいと思うんですが、7,000万円ぐらいじゃなかったかと思うんです。8,000万円ありましたか。ちょっと申しわけありません。七千何百万円かはあったような気がします。

正直、おっしゃいましたように、本当に毎年の金額の返済金というのが少のうございます。確かに、26年度は1カ所ですけれども、来年度もまた2カ所あたりで新たな事業展開がされますので、そのあたりの分も、少しずつでもそういうふうに戻ってくるというふうに判断をさせてもらっております。

それと、めいりんの湯に関しての10万円ということかということなんですけれども、前回の議会の中でも、早急に返済のめどといたしまししょうか、貸し付けの返済金の方法、手法というものを決定しろという御意見もありましたし、委員会等の意見もございました。

そういう面で、あれからすぐに町の債権管理条例等にのっとりた形で、めいりんの里さんのほうと話をさせていただきながら、今から先の経営状況を見たときに、どれくらいの金額であれば返済できるのかというものを、ちょっと調査をさせていただきながら、これぐらいであれば何とか返せるんじゃないかと。

ただ今後の、先ほども青木議員のほうからも質疑がございましたけれども、そういった内容等を取り入れながら、事業の展開、経営上が好状況に改善するということであれば、また改めて返済の金額については御相談させてもらうということで、今回のこの金額決定でございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。お試し居住についての御質疑だと思っておりますが、これは、最初の御質疑が、定住促進に向け取り入れたい事例ということで御質疑があったもので、1つとして、お試し滞在を考えているというようなことで、取り入れたいというようなことでお話ししたと思うんですが。

空き家の活用も考えております。農村と限らず、空き家全体ということでは考えてはいるんですけど、これも来年度の地方版総合戦略を策定しますので、その中で具体的には検

討してまいりたいと考えております。それで、定住促進につながればと思っているところ  
でございます。

灯籠まつりにつきましては、先ほども言いましたけど、これは、いろんな各種団体へは  
実行委員会をつくって、そこに補助金を出すという形にしております。実行委員会の中で  
いろんな話が出ているわけですけど昨年度のお話をしますと、新しく公民館灯籠を60地  
区、合わせて300基の公民館灯籠をつくっていただきました。今まで総おどりなんか  
に出させていただいておりますけど、新しく、そのような公民館でも作成いただくという  
ようなこともやっております。

高鍋高校も、去年はイルミネーション灯籠を作成をしていただきました。農高について  
も、去年はちょっと雨でできませんでしたが、農高も非常に協力していただいております。

いろんな方から協力をいただいて、そこにかかわった人数は、延べで2,000人程度  
の町民の方、自衛隊、町外の方もいらっしゃいますけど、かかわって、舞鶴灯籠まつりを  
盛り上げていただいているところでございます。

ですから、徐々にそのような、今までもいろんな方がかかわってやっていた  
灯籠まつりですから、大きなイベントになっている、町を代表するイベントになっ  
て今では考えているところです。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（中里 祐二君） 教育総務課長。先ほどのタブレット端末の  
関係のことです。

今回、小学校にそれぞれ15台ずつ、合計30台になりますけども、導入をする  
というものです。授業用、指導用のものとしてタブレットを導入しようという  
計画であります。

現在、タブレット端末の活用については、国のほうとしましては、平成26  
年度以降になります。4カ年計画ということで、タブレット端末につきましては、  
1つの学校で40台ということを目指してほしいということで話を聞いて  
おります。

そのほかの先進的な学校では反転授業、一度、自宅で授業のような内容  
のことをタブレット端末で受けて、学校では復習の内容の授業をするという  
ふうな活用、あと、特別支援教育の場で現在は活用されているようです。

今後、将来的な導入につきましては、今回の導入をきっかけに、また、  
学校と協議をしながら検討をしていきたいと思っております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。3回目になりますので、もう次は  
ありませんので、ちょっと確認だけしておきたいと思っております。

貸付金返済についてです。やっぱり、現在残っている金額はきちんと把握  
しておいていただきたいです。めいりん温泉関係については、指定管理者が  
変更になった場合とか、

それが生きているのかということも含めて、それは、理事会、関係している団体で恐らく決められたことですので、多分、問題はないとは思うんですけれども、やっぱり月々10万円返済ができるかどうかということも踏まえて十分な検討がなされたのかどうか、再確認をさせていただきたいと思います。

そうでないと、こんぐらい言うときばいいだろうというぐらいの気持ちで言われたことであれば、またすぐ頓挫してしまう。今月は払えないとか、来月は払えない、再来月も払えないということになって、とうとうまた払えないと。

だから、約束というのは、たがえるためにあるのではなく守るためにあるのですから、やっぱりちゃんとした文章にしていたにもかかわらず、約束が果たされていないというのが現状なわけですから、約束を果たしていただくために、今現在はそれが確かに返済ができていられるかもしれません。約束をした当初だからです。

例えば、全然話が違うかもしれませんが、今、銀行などから貸し付けを受けて、家を建てますからといって借金をします。これが2カ月滞納された場合には、ほとんど入るんです。銀行から収入の証明とか、いろんなことも含めて、これからの対応策を、もう一度経営方針をどうかと。要するに返せなくなったら仕事をやめたんじゃないとか、いろんなことが懸念されるわけですから、銀行も当然2カ月返せなかったら当然調査をするわけです。

そういうふうにして、銀行であればしっかりとした保障をつけておりますし、ちゃんとやっている部分があるわけですから、その辺のところについて、どうなのかということがちょっと気になるんです。

だから、町が貸したお金であれば、私は一ツ瀬の分についても、当初から貸付金ももっとたくさんあった時代から、何で補助金にしなかったのかということも言って、できれば、あまり土地改良組合のほうに負担させたくないという部分もあったんですけど、でも、貸付金として残っている以上、やっぱり質疑をしていかなければいけないという、私の中では非常に自己矛盾がありながら質疑をしていっているわけです。

だから、それにはやっぱり明確な答弁をしていただかないと、非常にそこが、貸したお金が曖昧になってしまつては、金融機関とは自治体は確かに違います。違いますけど、そこが曖昧になってくると、非常に住民の皆さんが、逆に言えば約束を破られたと。例えば、税金を納めないと、そういったときに強く出ることができない。あんたの貸したお金は返せと言わんけれどもというふうになってくると、私、いけないと思うから質疑をしているわけです。

だから、そのことも踏まえて、方針的にはどういうふうになっているのかということをお伺いしているわけです。だから、全体の方針の中で、一ツ瀬の問題も、めいりん温泉の問題についても、きちんとお話し合いがなされた上での結論で、多分答弁があっているだろうと思いますので、どういうふうなお話し合いになっているのか、約束は本当に守られていくのか、そこのところ、再確認をさせていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。よく理解を私どももしております。

特に、一ツ瀬のほうに關しての貸付金に關しまして、私自身がちょっと失念してしまつてまして申し訳ございません。

これまでも答弁等で申し上げているように、一ツ瀬に關しましては、特に協議会等がございます。いろんな組織等の中でどういうふうに戻していくかと、これは各市町村が全部かかわってまいりますんで、そのあたりのほうでも同じようにこういう問題が出てまいりますから、当然、そのあたりを全部解消するような方向に持っていくにはどうしたらいいかということで、今、一生懸命考えているところでございます。

その中の経緯を見ながらも、当然、この議会でこういう御質疑があったということもお話しながら、貸し付けについての御返済について進ませるような方向をとっていただくような方向にしたいと思ひます。

それと、めいりんの湯に關しましては、これは当然おっしゃるとおり、あくまでも確実に回収できる、返済していただけるということについてを、税のほうともいろいろ話をしまして、高鍋町の債権管理条例にのっとりた形での執行をします、その上でこの返済額は大丈夫なのかと。当然、銀行さんからも借り入れしている分もございまして、そちらのほうとも若干話をさせていただいたということもございましたんで、そういう面では、この10万円という金額については大丈夫だろうという判断をさせてもらっています。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。1番、池田堯議員。

○1番（池田 堯君） 1番。1つは、尾鈴畑かんについてですが、今年度六千数百万円、県営事業負担分が計上されておりますが、まず最初に確認ですが、この負担分は、地方負担分の町の負担分が91条の2項において納める根拠、それで、もう1つ、地方負担18.3のうちの8.3、受益者が払う分です。これについては、91条の3項で徴収をするということになっておると思うんですが、それで91条の3項を使った場合、施行令の54条の3で分担金として受益者から徴収する場合においては、2項の町が県に払う方法に準拠して払えとなっておるんです。これは間違いございませんか。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。確かにおっしゃるとおり、土地改良法における県営事業の分担金の云々というのが、91条の1項から3項までございます。その中に該当しますし、当然、施行令の54条の3の分担金として、町と同様に納めるべきというものには間違いはないというふうに思っております。

○議長（永友 良和） 1番、池田堯議員。

○1番（池田 堯君） 1番。それでは、27年度の歳入の段階においては、一ツ瀬の分に対しての分担金の計上はございますが、尾鈴畑かんに関する分担金の計上はないんです。

それで、雑入の中に尾鈴地区畑かん事業給水栓工事立替金となっております。現実には立てかえておるんですね。これを言えば、26年度において、去年、私が質疑したときに

は、支線水路のみであって給水栓の設置はないというふうに答弁をされたと思うんです。それであったんですけど、現実的には、26年度染ヶ岡地区において、給水栓が立ち上がっておるんです。

となると、分担金の徴収に関しては、事業年度が終わった後、決定した段階において8.1%かけてとり立てるといことなると思うんですが、26年度分に関して、とらないかんということだから、この雑入で項目を上げておるんじゃないかと思うんです。私は間違いであると思うんです。

分担金の区分のところは事業決定がなされておらん、金額が決定されていないということであれば、当初予算においては、1,000円予算を計上し、決定した段階で、入ったときに補正をして、分担金として調整をするというのが予算上の措置ではないかと思うんですが、私が言ったのに間違いございませんか。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。おっしゃるとおり、支線工事と給水栓工事の部分が一緒という形で、今回、工事発注されて、その完了によって、実際に、今回、町が分担金ということで支出します。その中には、実質、その給水栓の分も入っているということになります。実際そこが、本来は、その中に受益者分の給水栓の負担が入っているわけですから、本来は、先ほど施行令の部分で言いましたように、一緒のかたちで、本来ならその年度で取って納めるというのが本筋だろうと思います。

確かに、実際に徴収すべき費用負担額が確定した上で、その中に、26年度で本来は入れて、その上で納めるべきところなんでしょうけれども、今回、この予算書の中には、わかりやすく給水栓立てかえ工事というように、わかりやすい項目でつくってしまって、実質、26年度でとらなきゃいけないということもないんで、27年度ということで、今回予算を上げさせてもらったんですが、やっぱり、おっしゃるように、内容的なものを見ますと、どうしても分担金の部類なのかなという思いを、いましているところでございます。

○議長（永友 良和） 1番、池田堯議員。

○1番（池田 堯君） 1番。思いをしておられたでは困るんです。明確に分担金であるはずなんです。

それで、もう1つ確認ですが、91条の3項で分担金を徴収するんです。これには同意があると思うんです。3分の2以上の同意。これは、90条の8項で準用してよろしいんでしょうか。

それと、最終的に予算の書きかえをなされるのか。6月でも。貸付金のやつであったけど去年もあったんです。今回も分担金として1,000円予算を計上されるのか。最後です。そこをお聞きします。

○議長（永友 良和） 暫時休憩いたします。2時5分より再開したいと思います。

午後1時55分休憩

.....

午後2時05分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。只今の御質疑でございます。ご指摘の8項ではなくて7項、それと91条のほうの第4項を該当させていただいた上で、第7項のほうを規定して同意を得なければならないということで、県営の事業ということでやっております。

それで、後段のほうの分担金ではないかということで御指摘なんですけども、確かにこれに関しましては、財政部局のほうとも相談させてもらったんですけども、次回の、できましたらお許しいただければいいんですけども、次回の6月議会でその名称の部分をもう一度再度変更させていただいて、予算の組み替えの措置をとらせていただければというふうに思います。申しわけございません。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はございませんか。8番、青木善明議員。

○8番（青木 善明君） 8番。一般会計当初予算の概要の6ページ、教育費について3点だけお尋ねさせていただきます。

家老屋敷の屋根改修のどういう改修をされるのが1点と美術館企画展展示事業の特別企画展はどのような内容のものか、町長の施政方針にもありました野球場得点掲示板改修工事をどの程度の改修なのか、電子版になるのかどうかみたいな感じで、その3点をよろしくお願いいたします。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。まず最初の家老屋敷の改修に関する予算ですけれども、この改修につきましては2カ年計画で実施する予定にしております。

まず、1年目につきましては家老屋敷のカヤのふきかえ、カヤを収集するのに約1年間ほどかかりますので、今回予算に上げておりますのは、カヤを収集のための予算になります。

それと野球場の得点板につきましては、こちらは公園長寿命化計画に基づいて実施するものです。既存の得点掲示板が老朽化しておりますので、本部席のほうから操作ができる電光掲示板にするための予算を上げております。

それともう1つの美術館の展覧会のほうですけれども、新年度は5つの展覧会を、特別展を含めて5つの企画展を予定しております。

中身につきましては、まだ美術館協議会のほうで諮って最終決定しますけれども、一番大きな展覧会というのが戦後70年ということで相田みつを展を計画しておるところです。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。5番、津曲牧子議員。

○5番（津曲 牧子君） 5番。主要事業の中の平成27年度の新規事業について何点かお伺いいたします。

民生費の中の自発的活動支援事業補助金が27年度出ていますが、この事業内容についてお伺いいたします。

続きまして、商工費の観光振興備品等、この説明もお願いいたします。

続きまして、教育費の中の図書館開館60周年記念行事が行われるということなのですが、これは予定としてはいつごろで、また講師の方はどういう方を選定されるのでしょうか。

最後に、総合体育館音響設備改修工事の工事内容をお伺いいたします。

以上です。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。図書館開館60周年の記念行事講演会についてですけれども、日時の方はまだ未定です。こちら図書館協議会のほうで最終的に決定することになると思います。

講演会につきまして、講師のほうも、内容のほうを教育施設として本来の図書館についてお話をいただく方か、あるいは柿原政一郎明倫堂文庫についてお話をさせていただく方かどちらかで検討をしておるところです。

それと、総合体育館の音響設備改修工事についてですけれども、総合体育館のほうが平成3年度に利用を開始いたしまして、もう20年を越えているところです。音響設備に多くの不具合が生じておりまして、利用者の方に迷惑をかけておりまして、今後の大きな大会誘致等にも影響すると考えられますので、根本的に改修をするものです。

○議長（永友 良和） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。民生費の自発的活動支援事業補助金でございますが、この事業につきましては、障害者の団体に対する家賃でありますとか、そういう活動費の運営費全般に対する補助金でございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。商工費の観光振興備品等ということで、そこに記述してございますコースロープ、キャンプテント、放送設備の御質疑だろうと思えます。

海水浴場のほうにコースロープを新調しようというふうに思っております。海でのマリンスポーツ等を開催できるような状況にするためには、どうしてもコースロープが4本必要だということでございますし、そういう面でもその新調、それからそれに関する備品、プラスあとはキャンプ場のテントが全く今古くて使えなくなって廃棄しております。昨年も小学生、中学生等がキャンプに来られたときには、よその町から借りるという失態も起こしておりますので、そういうことはもうないよということから、今回キャンプ用のテントを購入する、それと放送施設は監視員等の海水浴場での海水浴シーズンでの放送機器材等の寿命等がきておりまして、相当古く使えない分もでございます。そういう意味からこの施設等を買いかえるということでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第22号平成27度高鍋町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 療養費の伸びはどのぐらいとされているのか、保険税は気になるところでもあります。前年度と同じくらいの推移となるのかお伺いしたいと思います。

平成26年度でも繰越金が多く、結局は最後に投入して基金への積み立てを行い、減税措置はできなかったと考えますが、いかがでしょうか。

疾病について、特定健診を受けず、結局は成人病関連の心疾患、脳疾患など循環器系の入院などで多額の費用を必要とする方向性があると考えますけれどもいかがでしょうか。そのような方への訪問指導などは、どう計画されているのかお伺いします。これは国保審議会でも明らかにされたことですが、全部の件数について対象とすることとなっているんですが、レセプトですね、この問題の方向性はどうか、詳細についてはまた特別委員会で聞きますので、方向性だけ答えていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） お答えいたします。まず、医療費の伸びについてでございますが、本年度の医療費の伸びにつきましては、例年並みの5%としたところでございます。

次に、繰越金による減税措置についてでございますが、議案第3号補正予算の詳細説明で申し上げましたが、準備積立基金につきましては1億5,000万円程度を同基金に積み戻したところでございます。

27年度予算におきましては、準備積立基金から1億円を取り崩しまして、国保税を据え置くことを前提とした当初予算編成を行ったところでございます。

一時期の国保財政の悪化による宮崎県からの借り入れもございましたので、単年度会計であるという認識を持ちながらも、現段階では不測の事態にも対応できるよう基金残高は4億円程度を維持してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、特定健診を受診しないまま重症化する方々の状況でございますが、脳疾患や心疾患など生活習慣に起因する疾病と思われる方々について分析した結果、ほとんどの方に特定健診の受診履歴がございませんでした。

町といたしましては、特定健診の受診勧奨を徹底し、その結果に基づく保健指導を確実に実施し、治療につなげ、重症化対策を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、保険財政共同安定化事業の拡大についてでございますが、この事業は県内の市町村国保間の保険税の平準化、財政の安定化を図るため、1件30万円以上の診療報酬明細書を今年度から全件対象に拡大されるものでございます。これを行うことで国保の広域化、つまり県単位での財政運営を目指すものであります。

また、全ての医療費を県単位で調整することによって、小規模保険者への配慮、保険料や所得の市町村格差といった国保が持つ構造的な問題に対応しようというものでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（川野 和成君） 税務課長。保険税についてでございますけど、現在、町の申告を行っています。はっきりしたお答えはできませんけど、国保税の税率につきましては前年並みの数字になるかと考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第23号平成27年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 75歳以上となると疾病についてもほぼ同じような傾向があると思いますが、どのように考えておられるのか。

温泉無料保養券交付がありますけれども、申請者、利用者の動向はどのように考えておられるのか。また、金額的に見て対象者からすると少ないような気がしますがいかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。75歳以上の方の疾病につきまして、74歳以下の国民健康保険被保険者と比較しますと、循環器系疾患が多いことは変わりませんが、顕著なものとしては骨格筋疾患、つまり加齢、年齢を重ねることによる骨折や関節疾患などが増加する傾向がございます。

次に、温泉無料券の申請者と利用者の動向でございますが、申請による交付率は初年度の平成21年度が34.16%でありましたが、平成25年度は32.04%となりまして、平成26年度は現在のところ30%をきるような状況でございます。

また、使用率につきましても初年度が66.13%と最も高く、25年度が60.93%、今年度は現段階で53.48%となっております。

対象者数からいたしますと確かに申請者が少なく、また交付した方の使用枚数も1人当たり3.2枚と約半分しか使用されておられません。これは初年度と比較しますと1人約1枚使用枚数が減ったこととなっておりますのが現状であります。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第24号平成27年度高鍋町下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 下水道事業の方向性、これは一応どうなったんでしょうか。調査はされてどうなったんでしょうか。長寿命化計画での進捗状況というのはどうなっているのか、またどのような計画となって進捗状況はどんなんでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（芥田 秀則君） 上下水道課長。下水道事業の方向性につきましては、先日行いましたアンケート調査による住民の意向や費用対効果、財政シミュレーション等を行い、現在検討しているところでございます。27年度中には方向性を確定したいと考えております。

次に、長寿命化計画の進捗状況及び今後の計画についてでございますが、25、26年度で監視制御設備や計装設備がおおむね完成したところでございます。27年度に耐震設計及び詳細設計を実施し、28年、29年度にポンプ棟、処理棟の機械設備及び耐震補強工事を行う計画としております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 下水道のアンケートについては、各戸に全て配られたんですよね、範囲以外のところは全て配布されたんですか。正ヶ井手も来ましたが。

大体の方向性というのは、もう合併浄化槽へ移行しようかという話も出てきていますが、これは申請当時のことから考えたときに、国の方針とはどんなことになるのか、私はちょっとその辺が知りたいと思うんです。国は全体、だから一番当初に出した計画概要から大幅な変更をするときには、今までずっとお話を進めてこられてるとは思いますけれども、もし大幅な変更となっても認めていただけるのかどうかというところがちょっと気になる場所なんです、どのような方向性になっていくと思われませんか。大まかであればいいのでお答え願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（芥田 秀則君） 上下水道課長。この間、アンケート調査を行いました。配布枚数につきましては、3,069枚を配布しております。回収につきましては1,067、回収率が約34.7%ほどございました。

今後の方向性でございますけれども、上下水道課で考えていることにつきましては、合併浄化槽でやりたいということでございます。国に——今、県と協議を行っている段階でございますけれども、変更認可等が出てきたときには書類等を揃えて変更認可ということで提出していきたいというふうに考えております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第25号平成27年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 予算で0.2%増とのことだったんですが、審査件数が増加したのか何かあるのか、説明をしていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。予算増の主な要因でございますが、高鍋・新富・木城介護認定審査会事務嘱託員にかかります社会保険料事業所負担分の増でございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第26号平成27年度高鍋町介護保険特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） これは3年ごとの見直しになっておりますが、要支援1と2に関しての方向性はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

認知症に対して、今全国では、平成25年からオレンジプランで支援する体制があるようですが、その計画はどうなっているかお伺いします。

介護予防体制について、今年度、特段の計画があるのかどうかお伺いします。

○議長（永友 良和） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。要支援1、2の方が受ける介護予防通所介護と介護予防訪問介護が介護予防・日常生活支援総合事業へ移行する時期は、その円滑な移行のため平成29年4月のサービス提供開始を予定しております。平成27年度中にサービス内容の協議、検討を行いまして、28年度に広報を行う計画でございます。

次に、認知症施策についてでございますが、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る認知症サポーターを367人養成しております。今後もサポーター養成講座を開催し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、28年度の認知症地域支援推進員配置に向けまして、27年度中に研修受講等の準備を行うとともに、認知症ケアパスの作成、認知症初期集中支援チームの設置に向けた準備を行う計画をしているところでございます。

次に、介護予防の取り組みについてでございますが、これまで取り組んでまいりました、はつらつ教室、なじみの会の内容や運営方法について、点検し、充実を図ります。また、参加者の運動機能の向上が見られたり、地域住民との交流からお互いの見守りや支援につ

ながっているノルディックウォーキング教室を一次予防事業として位置づけ、推進してまいりたいと考えているところでございます。

さらに今般の機構改革により、介護予防を担当する保健師の配置を行うとともに、地域包括支援センターにおいても職員の増員を予定しておるところでございます。

あわせて、今後の介護予防事業を充実させるため、先進地視察研修の旅費を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第27号平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 利用者の増があるのかどうか。これは一定水量が決まっておりますので、ないんじゃないかなと思うんですがお聞きしたいと思います。

もう一つは、積立金ばかりがあっても何か不測の事態がなければ使えませんけれども、どうするつもりなのかどうかをお伺いします。この質問の趣旨は、本管修繕などが出ている、当然年数が経過しておりますので、出てきていると考えますけど、応分負担のお話は出ていないのかどうかを確認させていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。まず、利用者の増につきましての御質疑ですけれども、この雑用水管理事業につきましては当初、灌漑用水に雑用水を含めた水利権の取得時に雑用水の使用件数というものが設定されております。そのため、その利用者数を超える契約につきましては、受付を行っておりません。

次に、積立金につきましての御質疑ですが、現在のところ本管の修繕にかかる雑用水への費用負担の協議、申し入れというものは来ておりません。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第28号平成27年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 旅費が組まれておりますが、具体的にはどのような研修があるのかお伺いします。

調査をされていれば、これまで1市5町で申し立てがあった件数について答弁を求めたいと思いますが、調査をされていなければ答弁は結構でございます。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。まず、研修についてでございますけれども、委員

が参加する研修につきましては一般財団法人資産評価システム研究センターが主催いたします固定資産評価審査委員会運営研修で、その内容につきましては固定資産評価審査制度の概要を初め、固定資産評価の審査に関する手続に関する講義等が行われると聞いております。

次に、構成市町村の申し立ての実績についてでございますが、近年におきましては評価の審査の対象となる申し立てについてはあったということは聞いておりません。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第29号平成27年度高鍋町水道事業会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 建設改良費がありますけれども、水道管の耐震化の進捗率及び今年度計画路線はどのようになっているのかお伺いします。

災害時対策については、具体的にどのような対応策を考えておられるのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（芥田 秀則君） 上下水道課長。水道管の耐震化の進捗率及び今年度の計画路線についてでございますが、耐震化率につきましては基幹管路で現在約30%となっております。

今年度の計画路線につきましては、県道木城高鍋線の川田工区改良工事及び町道野首（1）線改良工事に合わせた管路布設がえ等を計画しております。

次に、災害時対策についてでございますが、台風や地震、水源水質被害、管路の事故、湧水、テロなどのさまざまな事象が想定されますが、上下水道課におきましては、地震対策におけます給水対応や応急復旧対応の事業継続計画を、暫定的ではございますが、策定しているところでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

以上で、総括質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第7号から議案第12号及び議案第14号から議案第21号の14件につきましては、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号から議案第12号及び議案第14号から議案第21号の14件につきましては、各常任委員会に審査を付託することと決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第13号及び議案第22号から議案第29号までの9件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計等予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号及び議案第22号から議案第29号までの9件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計等予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

正副委員長の互選を行いますので第3会議室にお集まりください。

午後2時32分休憩

.....  
午後2時36分再開

○議長（永友 良和） 済みません。再開いたします。

先ほどの特別会計等予算及び条例審査特別委員会の設置に伴いまして、正副委員長の互選が行われましたので、結果について御報告いたします。

特別会計等予算及び条例審査特別委員会委員長に緒方直樹議員、同副委員長に津曲牧子議員がそれぞれ互選されました。

.....  
○議長（永友 良和） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、この後2時50分より特別委員会を開催いたします。

お疲れさまでした。

午後2時37分散会  
.....